青森県造林補助システム

Aomori Prefecture forestry management support system

取扱説明書



目 次

はじめに	01
運用方法	02
バックアップの推奨	04
免責事項	04
システム概要	05
動作環境	06
インストール方法	07
インストール方法	30
本システムの起動	09
初期設定	10
バージョンチェック	11
業務ファイルの管理 (作成・追加・削除・選択・マージ・保存)	13
業務ファイルを開く	14
業務ファイルの保存	22
名前を付けて保存	22
入力画面の説明	23
本システムの操作ウィンドウ	24
編集画面選択ウィンドウ	25
編集ボタン	26
ステータスバー	33
申請	33
検査	38
交付	41
帳票出力	43
帳票出力	44
マスタ出力	49
マスタ出力	50
システムの終了	53
終了	54
前年度データの使用方法	55
前年度データの使用方法	56
参考資料	57
公的森林整備推進事業	59
流域育成林整備事業	65
絆の森整備事業	71
被害地等森林整備事業	73
里山エリア再生交付金	75

はじめに

運用方法

青森県造林補助システムとは、造林補助金を受けるための申請書の作成及び印刷、ファイルの管理を行うシステムです。

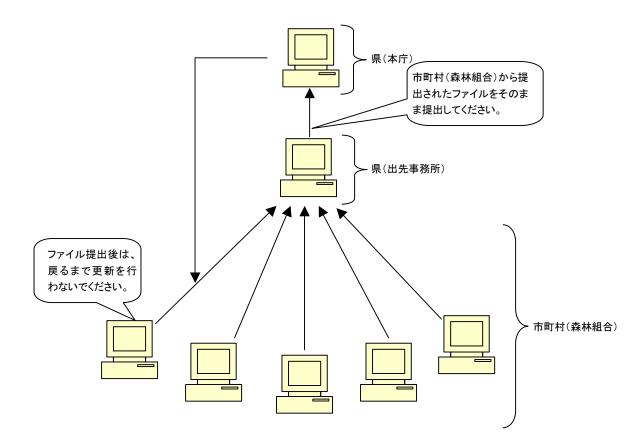
データ整備及びデータファイルの運用について

各使用場所でのデータファイルの運用方法を説明します。

ファイル情報の更新は、1プログラムに対して1データファイルで作業を行ってください。提出先と提出元で個別に追加、削除、修正を行うとデータファイル間の不整合が生じる可能性があります。

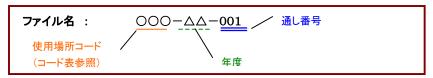
<推奨の運用方法>

- 1. 使用場所ごとに一つのファイルで作業を行います。
- 2. データの受け渡しは、同じファイルで行います。
- 内容の修正も、同じファイルで行います。
- 4. ファイル名称は、重複がないようにしてください。詳細は、**次ページの<業務ファイル名の設定方法>**を参照してください。
- 5. 県(本庁)・県(出先事務所)での合計調書の作成は、マージ処理後(注釈 1)に行ってください。 【注釈 1】マージ処理とは?複数のファイルを合成して一つのファイルを作ること。



<業務ファイル名の設定方法>

業務ファイル名を下記のとおり統一して設定します。



今年度は、**平成 20 年度補正(県繰越)、平成 20 年度補正(国繰越)、平成21 年度通常、平成21 年度通常(農業)、平成21 年度通常(漁場)、平成22年度通常(県繰越分)**の 6 つの申請パターンが存在しますので、**年度と通し番号**に規則性を設けます。

平成20年度補正(県繰越)の場合 \rightarrow $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ -20-101 年度を20に、通し番号の頭に"1"を付ける。 平成20年度補正(国繰越)の場合 \rightarrow $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ -21-101 年度を21に、通し番号の頭に"1"を付ける。 平成21年度通常(農業)の場合 \rightarrow $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ -21-201 年度を21に、通し番号の頭に"0"を付ける。 平成21年度通常(漁場)の場合 \rightarrow $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ -21-301 年度を21に、通し番号の頭に"2"を付ける。 平成22年度通常(県繰越)の場合 \rightarrow $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ -21-401 年度を21に、通し番号の頭に"4"を付ける。

《例》 青森市の平成20年度の補正(県繰越)で、1回目の提出の場合 青森市の平成20年度の補正(国繰越)で、1回目の提出の場合 青森市の平成21年度の通常申請で、1回目の提出の場合 青森市の平成21年度の通常(農業)申請で、1回目の提出の場合 青森市の平成21年度の通常(農業)申請で、1回目の提出の場合 青森市の平成21年度の通常(農業)申請で、1回目の提出の場合 青森市の平成22年度の通常(県繰越)申請で、1回目の提出の場合 ファイル名: 009-21-101 (半角) ファイル名: 009-21-201 (半角) ファイル名: 009-21-301 (半角) ファイル名: 009-21-301 (半角)

【使用場所コード表】

コード	使用場所	コード	使用場所	コード	使用場所
001	林政課	040	五所川原市	081	三八地方森林組合南郷支所
002	東青地域県民局	041	板柳町	082	三八地方森林組合三戸本所
003	中南地域県民局	043	中泊町	083	三八地方森林組合田子支所
004	三八地域県民局	044	鶴田町	084	三八地方森林組合階上支所
005	西北地域県民局	047	十和田市	085	三八地方森林組合五戸支所
006	上北地域県民局	048	三沢市	086	三八地方森林組合戸来支所
007	下北地域県民局	049	野辺地町	087	三八地方森林組合野沢支所
009	青森市	050	七戸町	088	三八地方森林組合倉石支所
010	平内町	051	おいらせ町	089	北津軽森林組合
011	外ヶ浜町	053	六戸町	090	上十三地区森林組合
012	今別町	054	横浜町	092	上北森林組合本所
013	蓬田村	056	東北町	095	横浜町森林組合
016	弘前市	059	六ケ所村	096	東北町森林組合
017	黒石市	060	むつ市	097	深持生産森林組合
020	西目屋村	063	大間町	098	東通村森林組合
021	藤崎町	064	東通町	099	下北地方森林組合
022	大鰐町	065	風間浦村	100	つがる森林組合本所
027	田舎館村	066	佐井村	101	つがる森林組合深浦支所
029	八戸市	068	鰺ヶ沢町	103	(社)青い森農林振興公社
030	三戸町	070	深浦町	104	青森市水道事業管理者
031	五戸町	076	青森県森林組合連合会	105	森林施業計画作成主体(長期受託)
032	田子町	077	青森森林組合あおもり本所	106	平川市
034	南部町	078	青森森林組合あおもり平内事務所	107	つがる市
035	階上町	079	弘前地方森林組合		
039	新郷村	080	八戸市森林組合		

バックアップの推奨

データファイル破損などのトラブルに備えて、各使用場所で必ずMOやCDなどにバックアップファイルを保存してください。ファイルを更新する度に行うことをお勧めします。

免責事項

弊社では、以下に示す事項のいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。

- 1. システム以外でのデータファイルの操作によるデータの破損
- 2. システム以外でのデータファイルの上書きによるデータの破損
- 3. ネットワークでのデータファイルの複数アクセスによるデータの破損

システム概要

動作環境

本システムを起動するために必要な動作環境を説明します。

<ハードウエア>

- □ コンピュータ本体 CPU Pentium II 300MHz 以上
- □ ハードディスク 1GB以上
- メモリ128MB以上
- プリンタ プリンタがインストールされているパソコンをご使用ください。

<ソフトウェア>

- □ コンピュータ本体 OS WindowsNT4.0SP6a/98SE/Me/2000/XP
- Microsoft Office Excel 97以上
- Microsoft MDAC(Ver.2.7以上) 本システムのインストールCD内"MDACTYP"フォルダ内の"MDAC_TYP.EXE"からインストールができます。 詳細は、[インストール方法]を参照してください。

インストール方法

インストール方法

本システムのインストール方法を説明します。

本システムをインストールする前に、"MDAC(Ver.2.7以上)"をインストールしておく必要があります。



-MDACのインストール-

インストールCD内"MDACTYP"フォルダ内の"MDAC_TYP.EXE"からインストールができます。 "MDAC_TYP.EXE"を選択(ダブルクリック)して画面の指示に従い、インストールを実行してください。

-青森県造林補助システムのインストールー

<オートラン機能>

インストールCDを挿入すると、自動的にセットアップが開始されます。 画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください。 オートラン機能が作動しない場合は以下のインストール方法を実行してください。

<マイコンピュータからインストールする場合>

インストールCDを挿入します。

CDドライブを選択(ダブルクリック)します。

セットアップが開始されます。画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください。

<ファイル名を指定して実行からインストールする場合>

インストールCDを挿入します。

[スタート]ボタンのサブメニューから[ファイル名を指定して実行]を選択します。 ファイル名を指定します。CDドライブの"Disk1"フォルダから"Setup.exe"を指定します。 セットアップが開始されます。画面の指示に従い、本システムのインストールを実行してください

<注意事項>

- ・インストール CD-ROM を挿入しますと、自動的にセットアップが開始されます。(一部機種を除く)
- ・最初に必ずMDAC(Ver2.7)をインストールします。そのため、上記「警告」メッセージが出た後、一度インストールを中止し、MDACをインストールします。
- ・一度、MDACをインストールしたコンピュータには、同作業の必要はありません。

※H17年度以前の CD-ROM からインストールした場合、下記ホームページからH21年度システムをダウンロードします。インストール方法は、ホームページを参照して下さい。

株式会社 DSS ホームページ

http://www.d-ss.co.jp

直接ダウンロードのページへアクセス

http://www.d-ss.co.jp/download/zourin/index.htm

本システムの起動

初期設定

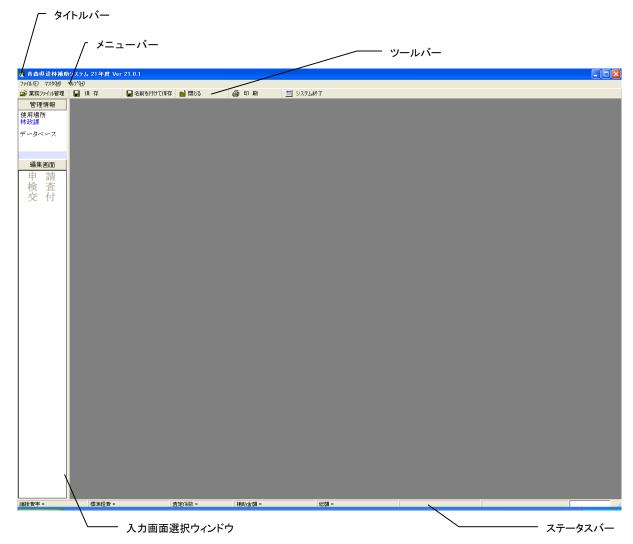
本システムを起動します。

- ① 本システムを起動すると、[初期設定]ウィンドウが表示されます。
- ② [使用場所]をコンボボックスから選択します。
- ③ [パスワード]を入力します。



[初期設定]ウィンドウ

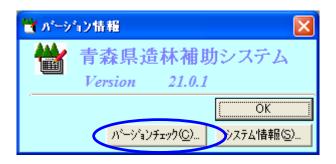
④ 入力後[OK]ボタンをクリックすると、[造林補助システム]が起動します。



バージョンチェック

システムのバージョンが最新かどうかのチェックを行います。 ※インターネットに接続している環境でのみ、正常に動作します。

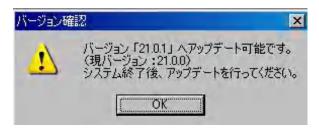
① メニューバーから[ヘルプ]-[バージョン情報]を選択します。



- ② バージョンチェック(C)を選択します。
 - 1) 現在使用中のシステムが最新バージョンの場合。 上記メッセージが表示されます。そのままお使い下さい。



2) 現在使用中のシステムが最新バージョンではない場合。



上記の様に、現バージョンとは異なるバージョンが存在する内容のメッセージが表示されます。この場合は、最新バージョンをダウンロードして下さい。

ダウンロード方法は、ホームページ(本文 P8 記載の URL を参照)の「バージョンアップ方法」に掲載しております。

業務ファイルの管理

作成・追加・削除・選択・マージ・保存について

業務ファイルを開く

造林補助金の申請書を一つのデータファイルで管理します。(以下業務ファイルとします。) ここでは、業務ファイルの新規作成、追加、削除、選択(開く)、マージ(合成)について説明します。

☎ 業務ファイル管理

- ① メニューバーから[ファイル] [業務ファイル開く]または、ツールバーを選択します。
- ② [業務ファイル管理]ウィンドウが表示されます。



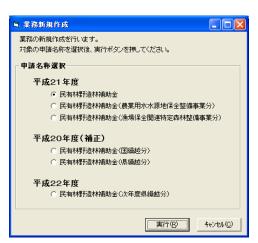
[業務ファイル管理]ウィンドウ

□ 新規作成

新規に業務ファイルを作成します。

1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[新規作成]ボタンをクリックすると[業務新規作成]ウィンドウ

が表示されます。



[業務新規作成]ウィンドウ

- 2. 申請名称を選択して、[実行]ボタンをクリックすると[業務ファイル作成]ウィンドウが表示されます。
- 3. 新規作成ファイルの保存先フォルダを[保存する場所]の ▼ をクリックして指定します。 システム"H21造林補助"フォルダ内に"業務"フォルダを標準の保存先とします。
- 4. 新規作成するファイル名を「ファイル名〕に入力します。
- 5. [保存]ボタンをクリックすると業務ファイルを登録します。
- ※ ファイル作成には数分かかります。



[業務ファイル作成]ウィンドウ

□ 追加(ファイル)

業務ファイル管理一覧に業務ファイルを追加します。

- 1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[追加]ボタンをクリックすると[業務ファイル追加]ウィンドウが表示されます。
- 2. 追加するファイルの保存元フォルダを[ファイルの場所]の▼をクリックして指定します。
- 3. 追加するファイルを選択して[開く]ボタンをクリックします。



[業務ファイル追加]ウィンドウ

□ 追加(フォルダ)

業務ファイル管理一覧に業務ファイルを追加する時に、フォルダ内の全ての業務ファイルを一括で取り込むことが出来ます。

- 1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[追加]ボタンをクリックすると[フォルダの参照]ウィンドウが表示されます。
- 2. 業務を追加したいファイルの入っているフォルダを選択します。

□ 削除

システム内に登録されている業務ファイルを削除します。複数の業務ファイルがある場合に必要に 応じて削除します。

※ここでの削除は業務ファイルを削除するわけではなく、システム上から業務ファイルの登録情報 を削除するだけです。業務フォルダにファイルは残ります。

- 1. 削除したい業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウィンドウ内の[削除]ボタンをクリックします。
- 2. システム上から業務ファイルが削除されます。



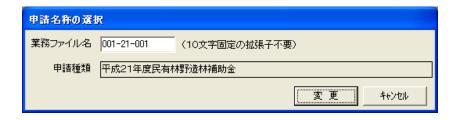
[業務ファイル管理]ウィンドウ

□ 申請名称変更

申請ファイル毎に、平成21年度通常申請か、農業用水水源地保全整備事業分か漁場保全関連 特定森林整備事業分かを決定します。

この切り替えにより、帳票 申請書(鑑)もしくは申請書のタイトルが変わります。

- 1. 変更する業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウィンドウ内の、[申請名称変更] ボタンをクリックします。
- 2. [申請名称の選択]ウィンドウが表示されます。



[業務ファイル管理]ウィンドウ

- 3. 業務ファイル名を変更すると、申請種類も変更されます。
- 4. [変更]ボタンをクリックすると確定します。

(繰越)



平成20年度(韓正)は日本知道を補助を受付申請事 (国際級) 計が1089以前側指揮整体)にもから、削煙を改立してはたちように無難し削煙を改立した財政 に関係1次の販売より開発します。

(通常)



(農業)

平成21年度民有來將近來補助金交付申稿書 (義美用水水源地區全來整備事業分) 項項目的《异有轉貨轉車等的場合)光度1、四個、種家付出了考別名表的記書和新聞。 2等的學句的實際 現現場在260期的主義可需的表別。

(漁場)

学成分1(小投展有株製造体・電流金変化・単数書 (治療保金関係)な体験性多対象体験性多数分) 下絶りとおり見ち報源をは海が終了。人ので、能力が支充されていたのであるといる自動を使んがいい何から 現ま変に表現しまします。

(22年度 繰越)

平成22年度民有株更造林福助企業付申請書 (三編献) 下更やイク民名体の集化(素が取了したやり、補助など対比して対さるとうに普遍民権。全学の表示、響する 無法語を集めまましまり、描します。

□ 選択(開く)

業務ファイルを開きます。

1. 開く業務ファイルを選択して、[業務ファイル管理]ウィンドウ内の[選択]ボタンをクリックすると業務ファイルが開きます。

この時、昨年度システムのデータを初めて選択した場合、「H20年度版の更新後、読み込み」(H20年度単価を使用したH19年度の補正)と「H21年度版に変換後、読込み」のどちらかの選択ウィンドウが表示されます。

※次ページ記載の「更新」作業を先に行った場合は、このウィンドウは表示されません。



□ 閉じる

業務ファイル管理を閉じます。

□ 再読込

ファイルを再読込します。

□ 一括更新

管理一覧に追加された業務ファイルを一括で更新します。

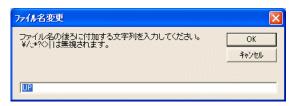
□ 一括ファイル名変更

ファイル名を一括で変更します。

1. [一括ファイル名変更]ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示され、ファイル名の後ろに付ける文字列の入力を求められます。



2. [OK]ボタンを押すと文字列入力ダイアログが表示されますので、そこに任意の文字列を 入力し[OK]ボタンを押します。(初期値は[UP]と言う文字列が入っています。)



3. 一括変更されたファイルの場所を表すダイアログが表示されますので、確認して[OK]ボタンを押して下さい。



□ 複製作成

選択した業務ファイルを違う名前での複製を作成します。 複製作成はファイル名変更にも、使用することが出来ます。

- 1. [複製作成]を選択します。
- 2. [複製する業務ファイルを選択]ウィンドウが表示されましたらコピー元のファイルを選択します。



[複製する業務ファイルを選択]ウィンドウ

3. [業務ファイルの複製を作成]ウィンドウが表示されましたら、複製ファイル名を入力します。 (ファイル名には必ず、拡張子 ". FSD"が付きます。)



[業務ファイルの複製を作成]ウィンドウ

4. [複製実行]を選択しましたら、業務ファイル管理に新しいファイルが追加されます。

□ 更新

システムが変更されたり、昨年度データを使用するときに、更新処理を行います。 (更新が必要な場合は警告メッセージが表示されます。)

1. 使用業務ファイル管理一覧より、更新したいファイルを選択し[更新]を選択します。 この時、選択したデータが H20年度だった場合、下記のダイアログが表示されます。



は い:H20年度体系のまま、H21年度単価を使用した形でデータの**更新**を行います。 いいえ:H21年度体系,H21年度単価を使用した形にデータの**変換**を行います。

□ マージ(合成)

申請書を一つのファイルにする時や集計調書等を作成するために、複数のファイルを一つにまとめたりする作業のことです。

合計調書を作成する時にマージ(複数の業務ファイルを合成)します。マージを行う前にあらかじめいくつかの設定が必要です。詳細は、下記を参照してください。

<マージ実行前の設定内容>

- 1. 合成するマージ元のファイルを全て同じフォルダに配置します。
- ・システム"H21造林補助"フォルダに、"マージ"フォルダを作成しています。
- ・前年度データや、一つにまとめたい複数のファイルは、このフォルダにコピーします。
- ・マージフォルダには、必ずコピーしたファイルを入れるようにして下さい。 元ファイルの移動は避けてください。(元データを守るため)
- ・"マージ"フォルダには、マージするファイル以外のファイルは入れないようにして下さい。 (マージ処理は、フォルダ内全てのファイルをマージすることになります。)
- ・マージ処理が終了しましたら、"マージ"フォルダにコピーしたファイルを削除するようにして下さい。

<マージ方法>

- 1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[マージ]ボタンをクリックします。
- 2. [マージ処理【マージ先のFSD選択】]ウィンドウが表示されます。



「マージ処理【マージ先のFSD選択】]ウィンドウ

3. マージ先の新規業務ファイルを選択します。(ここで新規作成もできます。)

4. [保存]ボタンをクリックすると、下記の確認メッセージが表示されます。 (新規作成の場合は表示されません。) ※メッセージはFSDファイルの保存先によって異なります。



- 5. [はい]ボタンをクリックすると、[フォルダの参照]ウィンドウ(マージ処理【マージ元のMDB 選択】)が表示されます。
 - ※上書きせずに新規ファイルでマージ処理を実行したい場合は[いいえ]ボタンをクリックし、新規作成するファイル名を[ファイル名]に入力し、[保存]ボタンをクリックします。
- 6. マージ元のFSDファイルのフォルダを選択します。 (通常、"H21造林補助"の"マージ"フォルダに保存しておくよう心がけてください。)



[フォルダの参照]ウィンドウ

7. [OK]ボタンをクリックすると、下記の確認メッセージが表示されます。 ※メッセージはFSDファイルの保存先によって異なります。

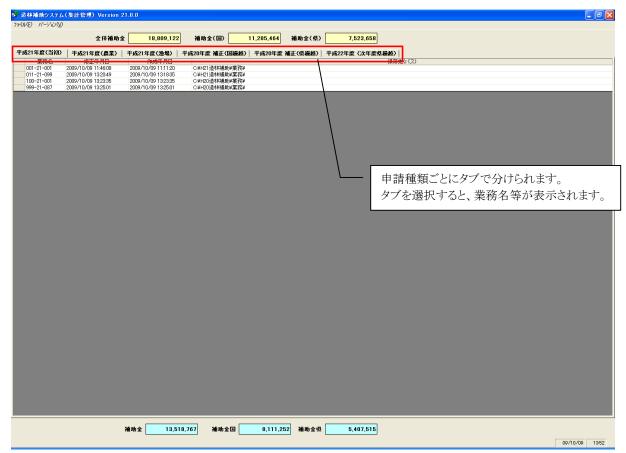


8. [はい]ボタンをクリックすると、マージファイルが作成されます。

□ 補助金集計

集計表示用プログラムが起動され、集計結果が表示されます。 県民局単位で、請求額が分かります。

- 1. [業務ファイル管理]ウィンドウ内の[補助金集計]ボタンをクリックします。
- 2. [造林補助システム(集計管理)]ウィンドウが表示されます。



[造林補助システム(集計管理)]ウィンドウ

業務ファイルの保存

現在編集中の業務ファイルを上書き保存します。

① メニューバーから[ファイル] - [業務ファイル保存]または、ツールバーを選択します。

名前を付けて保存

現在編集中の業務ファイルを別の場所に保存します。

- ①ツールバーから[名前を付けて保存]を選択します。
- ②保存場所の選択、保存ファイル名を入力します。

※保存後、新たに保存した業務ファイルを開き直さない限り、古いファイルで作業が行われます。

入力画面の説明

本システムの操作ウィンドウ

業務ファイルを開くと下記のウィンドウが表示されます。申請書の入力は、[申請書鏡編集画面]・[申請内訳編集画面]で行います。



編集画面選択ウィンドウ、編集ボタン、ステータスバー、編集画面については、次ページからの各説明を参照してください。

編集画面選択ウィンドウ

編集画面選択ウィンドウを説明します。

編集画面選択ウィンドウ		説明		
管理情報	管理情報	現在開いている業務ファイルの情報を表示します。		
使用場所 林政課	使用場所	業務ファイルの使用場所を表示します。 本システム起動時の初期設定で選択した使用場所が表示されます。		
データベース 001-21-001	データベース	業務ファイルのファイル名を表示します。		
通常(当初) 編集画面		申請・検査・交付の入力画面に切り替えます。デフォルトでは[申請] が選択されています。		
申 請 検 査	申請	マウスでクリックすると申請メニュー画面が表示されます。		
交 村	検査	マウスでクリックすると検査メニュー画面が表示されます。		
	交付	マウスでクリックすると交付メニュー画面が表示されます。		

編集ボタン

編集ボタンを説明します。

各編集画面(申請・検査・交付)で表示されるボタンの操作方法、機能は共通です。

検査の編集画面では、 $[1行コピー] \cdot [1行クリア]$ ボタンは[検査員コピー $] \cdot [$ 実行 $] \cdot [$ 取消]ボタンとなります。(P39参照)交付の編集画面では、[1行クリア]ボタンは[交付クリア]ボタンとなります。(P41参照)

編集ボタン	全画面 共通ボタン	ボタン名	説明	操作手順			
申請書鏡							
更新(<u>U</u>)	0	更新	現在入力中の入力画面を更新します。	データ入力→更新(U)クリック			
シート追加 (<u>N</u>)		シート追加	新規入力画面を追加します。 (検査・交付は編集不可)	<u>シート追加(N)</u> クリック→データ入力 → <u>更新(U)</u> クリック			
シート削除		シート削除	現在入力中の入力画面を削除します。[削除]ボタンをクリックすると[肖除すると元に戻せません。よろしいですか?]という確認メッセージが表示されます。よろしければ削除してください。 (検査・交付は編集不可)				
申請書内訳							
単票入力		単票入力	現在選択している行の単票入力 フォームを表示させます。	単票入力 クリック→データ入力→ 確定→更新(U)			
行挿入(<u>A</u>)		行挿入	新しい行を追加します。 (検査・交付は編集不可)	行挿入(A) クリック→データ入力→ 更新(U)			
行削除(<u>D</u>)		行削除	現在選択している行を削除します。 (検査・交付は編集不可)	行削除(D) クリック→ 更新(U) クリック			
修正戻し (<u>R</u>)	0	修正戻し	編集したものを、全てクリアします。 (更新した後の修正分)	データ入力→ <mark>修正戻し(R)</mark> クリック			
1行クリア (<u>N</u>)		1行クリア	申請の編集画面で編集中の「造林者情報」、「所有区分」を削除します。	データ入力→ <mark>1行クリア(N)</mark> クリック			
1行コピー (<u>L</u>)		1行コピー	申請の編集画面で、行の情報をコピーします。	データ入力→ <mark>1行コピー(<u>L)</u>クリック</mark>			
行指定 コピー		行指定 コピー	指定した行の情報をコピーします。	下記「行指定コピー」を参照。			
再計算	0	再計算	ファイル内の全申請を再計算します。	再計算をクリック。帳票集計まで順 次行います。			
選択表示 (<u>S</u>)		選択表示	選択した項目のみを別画面で表示させます。	選択表示(<u>S</u>)をクリック。申請データ選択表示のウィンドウが現れます。			
比較調書 (<u>P</u>)	0	比較調書	比較調書を出力します。	比較調書(<u>P</u>)をクリック。比較調書 の VB-Report Viewer が表示され ます。			

入力が終わったら押します

※単票入力

通常、「申請内訳 編集画面」は一覧票形式での入力となりますが、任意の行を選択して[単票入力]ボタンを押す事により、入力フォームを表示させ、編集を行う事が可能になります。

① 行の選択を行います。(目的行の任意の項目を選択状態にしておきます。)



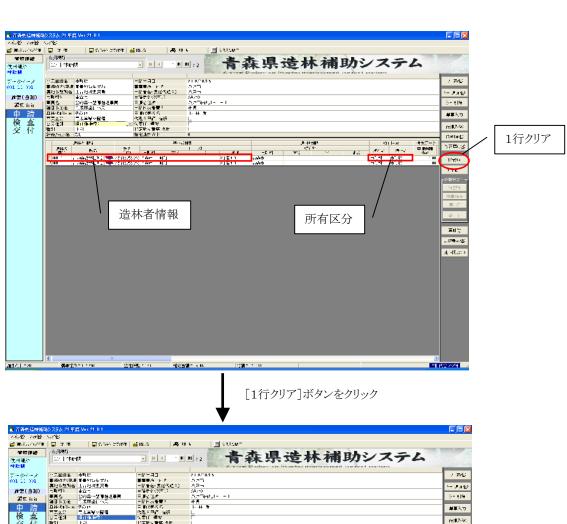
② [単票入力]ボタンを押します。 表示されたフォームより、内容を編集します。

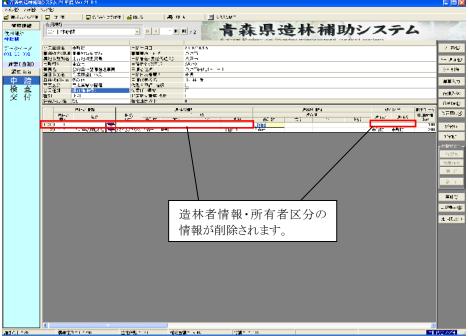
> タブの切り替えにより、入力項目の切り替えが行われます 申請単票入力 造林情報 | 詳細内容 | 経費・その他 | 造林者情報 造林地情報 -住所 造林者番号: 00000 市長村: 青森市 Æ 名: 泉澤 氏名(カナ): イスミサワ 大字: 青森 字: [番地: 100 市長村: 青森市 大字: 春森 字: [番地: 1-1-1 樹木データー 林小班 30.00 ha 申請面積:「 林 IJŦ: 種: 03 | クロマツ 枝 番: • 小 班: 施業番号: 級: 01 | I T 契約年月日: 7/ 所有区分 所 有 地: 03 | 市町村 事務完了年月日:「 ▾ 造 林 者: 03 | 市町村 造林時申請番号: ▾ 確定 「 確 定 」; 更新は行われませんので、申請画面にて更新を行ってください。 キャンセル

③ [確定]ボタンを押しても、まだその内容は反映されません。必ず編集ボタンの[更新(\underline{U})]にて内容を反映させて下さい。

※1行クリア

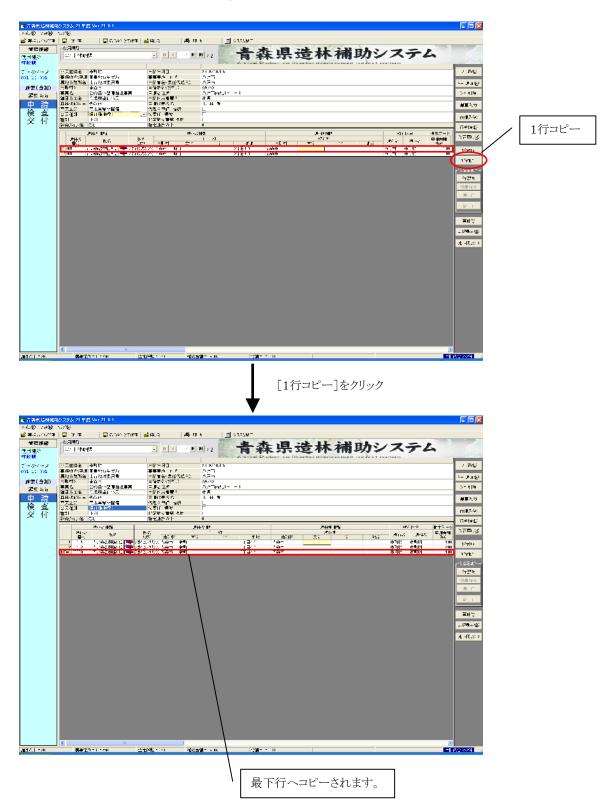
編集中(選択行)の造林者情報と、所有区分の情報をクリアします。





※1行コピー

編集中(選択行)のデータを最下行へコピー追加します。



※行指定コピー

1行の情報のコピー追加を行います。

- ① 行選択を選択します。(行コピーが使用可能になります。)
- ② コピー元の行を選択します。選択した行は、青く反転します。 (この時、複数行の選択が出来ます。)





③ コピー先の位置を指定します。「位置指定」を選択し、コピーを挿入したい行を選択します。



④ コピーを実行します。「実行」を選択すると、コピー内容を設定します。



繰り返し数:コピー元を同じ内容で、複数個コピーする時に設定します。 コピー位置:位置指定で選択した行の上か下かを選択します。

⑤ コピーされました。(コピー後は、左側に"NEW"と表示されます。) 行コピーを終了する時は必ず「終了」を選択します。

	造林者 情報					造林地情報			所有区分				
	造林者 氏名 氏名 (力ナ)		住 所			所在地			所有者	造林者			
	番号	F (5)+7	(カナ)	市町村	大字	字	番地	市町村	大字	字	地番		
1	00101	テスト	テスト	青森市				青森市				個人	市町村
2	00102	テスト	テスト	青森市				春森市				個人	市町村
3	00201	市長	シチョウ	青森市				青森市				市町村	市町村
NEW	00000	テスト	テスト	青森市				青森市				個人	市町村

※選択表示

選択した項目のみの表示を行います。(ここでのデータ編集は行えません。) 項目選択エリアで表示欄のチェックボックスにチェックを入れた物が、項目表示エリアに表示されます。



※比較調書

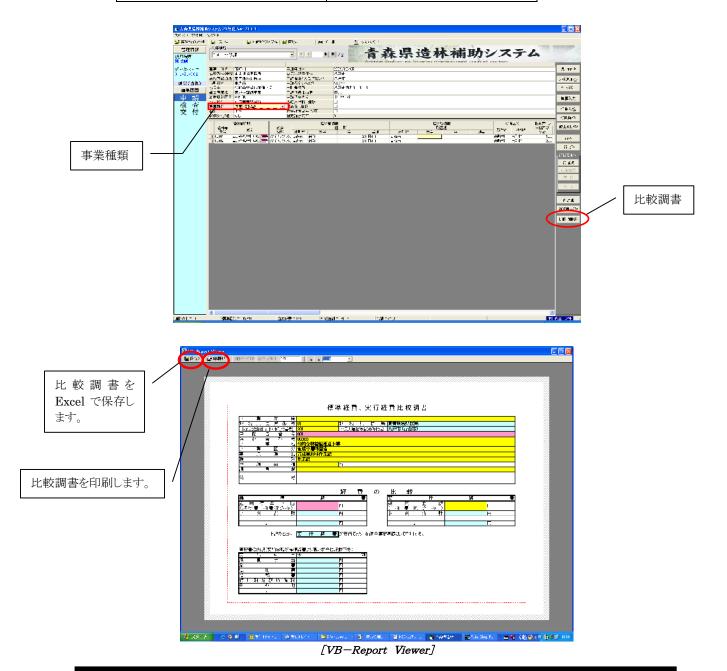
比較調書を印刷します。

比較調書の出力条件

- 1. 事業主体が「市町村」か「財産区」で且つ、施工方法が「請負」の場合
- 2. 作業路の場合
- 3. 施工方法がボランティアの場合

事業種類で作業路を選択し、比較調書をクリックすると比較調書の[VB-Report Viewer]が表示されます。 事業区分によって事業種類の選択は下記のようになります。

事業区分	事業種類
育成単層林整備	育成単層林作業路
育成複層林整備	育成複層林作業路
団地間伐	団地間伐作業路
長期育成循環整備	長期育成循環作業路
機能増進保有	機能増進保有作業路



ステータスバー

ステータスバーには現在編集中のデータの件数が表示されます。



申請

事業種類(人口造林・樹下植栽・保育・受光・改良)ごとに申請内容を入力します。 ここで説明している項目は、帳票出力に必要な項目のみです。

※申請者名(特に財産区名や協業体など)、申請代表者名、造林者氏名などの固有名詞を入力する際には、スペースを入れないようにして下さい。スペースの有無、全半角などの違いにより、別名称と判断し、集計時に不都合が生じます。

共通設定項目



<申請書鑑 入力部分>

<甲請書鑑 人力部分>	
設定項目	説明
事業主体名	事業主体名を選択します。
事務所名(申請先)	事務所名を選択します。(申請書提出先)
属地事務所名	属地事務所名を選択します。(造林地の属する事務所)
市町村名	市町村名を選択します。(造林地の市町村)
事業名	事業名を選択します。
細目事業名	細目事業区分を選択します。
森林機能区分	森林機能区分を選択します。
事業区分	事業区分を選択します。
事業種類	事業種類を選択します。
種別	種別を選択します。
	絆森タイプ名を入力します。※事業名選択部分で[絆の森整備事業]を
	選択した場合のみ必要です。
	申請年月日を入力します。年月日は西暦で入力します。(半角数字)
申請年月日	1~9月、1~9日のような一桁数字に関しては、01~09 での入力として
	下さい。(新規作成時には、当日日付が表示されます。)
	事業実施主体を選択します。
	市町村・財産区の場合、使用場所の市町村、森林組合・生産森林組合
事業実施主体名	の場合、組合が選択できます。ここで選択した場合、下記申請者の
	(委任代理人)、(フリガナ)、住所、代表者肩書、代表者名は自動で出
	てきます。
申請者名(委任代理人)	上記、事業実施主体名が表示されます。
申請者名(フリガナ)	申請者のフリガナを入力します。(半角カナ)
申請者住所	申請者の住所を選択します。
申請代表者肩書	申請者の肩書きを入力します。(代表理事組合長 等)
申請代表者名	申請者の代表者を入力します。
代理人申請 選択	代理人申請時に、チェックをつけると、委任代理人が表記されます。

復委任 選択	復委任の場合にチェックを入れます。
指定諸掛費率 採用	指定諸掛費率を採用する場合にチェックを入れます。
指定諸掛費率	諸掛比率を入力します。

諸掛費率を自由に設定したい場合は、指定諸掛費率にチェックを入れると手入力することとができます。 指定諸掛費率にチェックを入れない場合は、自動計算されます。

申請者内訳は事業種類、種別毎に変わります。

必須入力項目について下記に示します。(※については必須入力ではないが、注意すべき入力項目になります。) [更新(\underline{U})]ボタンを押した時に必須項目に抜けが存在する場合は、その項目の入力を促すメッセージが表示され、抜けている項目の場所が選択されます。

※年月日は西暦で入力します。(半角数字)

1~9月、1~9日のような一桁数字に関しては、01~09での入力として下さい。

<申請書内訳 入力部分>

-共通-

	設定項目	説明			
		造林者番号を入力します。			
	造林者番号	詳細は、下記の[造林者番号の入力方法]及び[造林者番号の複写機			
		能]を参照してください。			
	氏名	造林者氏名を入力または一覧より選択できます。(※造林者情報の選			
造林者		択)			
情報	氏名(カナ)	造林者氏名(カナ)を入力します。			
A1 E1	住所市町村	造林者住所(市町村)を入力します。※申請書鏡部分で入力した情報			
	,	が自動的に反映されていますが変更も可能です。			
	住所大字	造林者住所(大字)を入力します。			
	住所字	造林者住所(字)を入力します。			
	住所番地	造林者住所(番地)を入力します。			
	所在地市町村	造林地住所(市町村)を入力します。			
造林地	所在地大字	造林地住所(大字)を入力します。			
情報	所在地字	造林地住所(字)を入力します。			
	所在地地番	造林地住所(番地)を入力します。			
所有区分	所有者	所有区分(所有者)を選択します。			
別有区为	造林者	所有区分(造林者)を選択します。			
補助区分		補助区分を選択します。			
消費税納税	対応状況	消費税納税対応状況を選択します。			
施行方法		施行方法を選択します。			
契約金額※		契約金額を入力します。(補助金額より高い場合、エラーとなります。)			
実行経費※		市町村・財産区で、施工方法を"請負"にした場合、入力可。			
実行事務費	₹ ※	各種実行事務費を入力します。			
標準経費※		標準経費の事務費を入力します。			
契約年月日※		契約年月日を入力します。(必ず申請年月日より前になります。)			
事業完了年	月日※	事業完了年月日を入力します。(必ず申請年月日より前になります。)			
造林時申請	計者番号	人工造林時の申請者番号を入力します。			

※実行経費について

事業主体が県、市町村、財産区で、施工方法を"請負"を選択した場合、または施行方法で"ボランティア"を選択した場合、 と、事業種別が"作業路"を選択した場合、実行経費入力が出来ます。

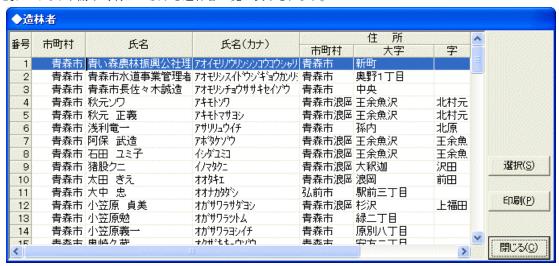
算出した標準経費と入力した実行経費を比較して、安価な方を標準経費として使用します。

※造林者情報の選択

造林者情報は、前年度データより作成されたマスタから選択可能です。



前年度データより申請市町村が一致する造林者一覧が表示されます。



選択することにより、"氏名"、"氏名(カナ)"、"造林者情報 (市町村・大字・字・番地)" が、コピーされます。

事業種類別項目

- 造林-

	設定項目	説明
樹木	申請面積(ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
世がデータ	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
7.7	植栽本数	植栽本数を入力します。
地床別		地床別を選択します。
	林種	林種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
前生樹	樹種	樹種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
刊生街	伐採林齢	伐採林齢を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。
	伐採種	伐採種を選択します。地床別により、選択なしになる場合もあります。

-樹下植栽-

	設定項目	説明
申請面積(ha)		樹木データ(申請面積)を入力します。
樹木 データ -	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
	植栽本数	植栽本数を入力します。
地床別		地床別を選択します。
上層木	樹種	上層木の樹種を選択します。
工度小	齢級	上層木の齢級を選択します。

一保育_

	設定項目	説明
	申請面積(ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
樹木	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
ヴータ	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
1 7	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場
	图1///文	合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
保育	種別区分	保育の種別区分を選択します。
MH	対象林種	保育の対象林種を選択します。
搬出距離		- 事業区分, 事業種別により、どちらかの入力を求められる事が有りま
実施率		事未込力、事未性がにより、こののパップ人力を不められる事が有ります。 す。
伐採率		9 0
造林時申請者番号		事業種類が、「保育(植栽型)」の場合、造林した時の申請者番号を記
但小时中部	月日宙り	載します。(申請内訳書の備考欄に表記されます。)

一受光一

	設定項目	説明
	申請面積(ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
樹木	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
ガータ	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場
图印列父	图印外父	合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
実施率		実施率を入力します。
受光	作業種別	受光の作業種別を選択します。
伐採木	平均胸高直径	平均胸高直径を入力します。
搬出距離		事業種別が「抜き伐り」の場合に入力します。

一改良一

	設定項目	説明
	申請面積(ha)	樹木データ(申請面積)を入力します。
樹木	樹種	樹木データ(樹種)を選択します。
一一一タ	植栽年度	植栽年度を西暦で入力します。
	齢級	植栽年度により齢級が決定されます。種別により齢級が対象外の場
	图户形区	合、「齢級が補助対象から外れています」とメッセージが出ます。
改良	種別区分	改良の種別区分を選択します。
以及	成立本数	成立本数を入力します。
伐採木	平均胸高直径	平均胸高直径を入力します。
搬出距離		搬出距離を入力します。
実施率		実施率を入力します。

-作業路-

	設定項目	説明
	本体事業	本体事業を入力します。
	全幅員	全幅員を入力します。
作業路	事業量等	事業量を入力します。
11未始	標準工事費	標準工事費を入力します。
	標準事務費	標準事務費を入力します。
	実行工事費	実行工事費を入力します。
実行事務費		実行事務費の各種内訳を入力します。

<造林者番号の入力方法>

申請者ごとに造林者の一連番号で入力してください。(造林者ごと→上3桁、造林地ごと→下2桁)

- ・ 1造林者につき造林箇所、樹種、地床などが複数の場合は、下2桁を連番で入力
- ・ 造林者が2名以上の場合は、上3桁を連番で入力

(例)青森市で個人3人が造林した場合

事務所	市町村	申請者番号	造林者 番号	造林者名	説明
1	青森市	001	00101	造林者A	 同一造林者の場合は造林者番号の下2桁を
1	青森市	001	00102	造林者A	四
1	青森市	001	00103	造林者A	とはにして、たび。
1	青森市	001	00201	造林者B	│ ・造林者が変わった場合は上3桁を増やします。
1	青森市	001	00202	造林者B	坦州日か久4ブリに物口は上3州1を増やしまり。
1	青森市	001	00301	造林者C	造林者が変わった場合は上3桁を増やします。

-上3桁

<造林者番号の複写機能>

既に造林者番号(上3桁)が入力されていて、次回同じ造林者番号(上3桁)を入力した場合には、造林者情報(住所など)が複写されます。

事務所	市町村	申請者番号	造林者 番号	造林者名	造林者住所
2	あおもり町	002	00101	造林者A	青森村 100
2	あおもり町	002	00102	造林者A	青森村 100
2	あおもり町	002	00103	造林者A	青森村 100
			Υ .		

複写部分

上 3 桁

データのコピー

造林者の名前、検査者の名前等同一のデータを複数入力する時には、データをコピー・貼付けすることが出来ます。

方法1)マウス操作

マウスでコピー元をドラックして囲み、マウスの右ボタンで、コピーし、貼り付けることが出来ます。

方法2)キー操作

コントロールキー(ctrl)と組み合わせて、ショートカットキーとしてコピーし、貼り付けることが出来ます。

Ctrl + C コピーする。

Ctrl + X 切り取る。

Ctrl + V 貼付ける。

Ctrl + Z 元に戻す。

Ctrl + A 全て選択する。

検査

各造林細目(人口造林・樹下植栽・保育・受光・改良)ごとに検査項目を説明します。 ここで説明している項目は、帳票出力に必要な項目のみです。

共通設定項目



<申請書鏡 入力部分>

設定項目	説明
申請者番号	申請者番号を入力します。
検査員役職01~03	検査員の役職を入力します。
検査員名01~03	検査員の名前を入力します。
検査年月日01~03	検査年月日を入力します。年月日は西暦で入力します。(半角数字) 1~9月、1~9日のような一桁数字に関しては、01~09での入力として下さい。

<申請書内訳 入力部分>

一共通一

	設定項目	説明
	検査年月日	検査年月日を入力します。
検査項目	検査員職名	検査員職名を入力します。(検査員コピーを参照)
快重項目	検査員氏名	検査員氏名を入力します。(検査員コピーを参照)
	検査方法	現地調査及び写真検査を選択します。
樹木データ	申請面積	申請面積を入力します。

-造林,樹下植栽-

	設定項目		説明
検査項目	造林 &	活着本数	活着本数を入力します。
快重項目	樹下植栽	表示票	表示票の有無を選択します。

検査員の全シートコピー

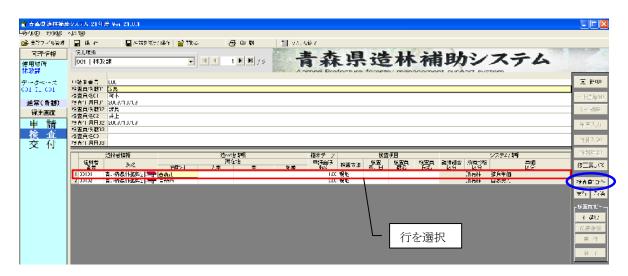
登録した1シート目の検査員役職、検査員名を、以降のシートにコピーすることができます。 検査画面の1シート目で、「更新」を選択すると、下記ウィンドウが表示されます。



検査員1コピー

検査員氏名をコピーすることができます。

① コピーする行を選択します。



- ②「検査員1コピー」を選択します。
- ③ 下記のウィンドウが表示されますので、[OK]ボタンをクリックしてコピー先の造林地を選択します。





④ 「実行」を選択すると、検査員氏名が選択した行ヘコピーされます。 コピーを取り消す場合は、選択状態の際に「取消」を選択します。

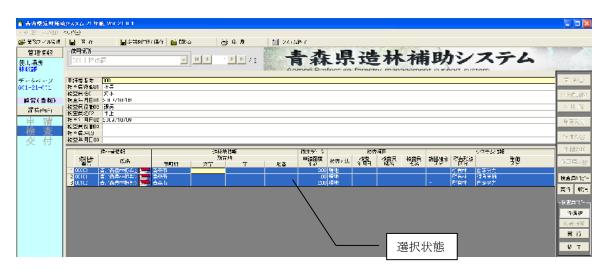
検査員コピー

複数造林地がある時に、登録検査員を一括コピーにより入力することができます。

□ 行選択

検査員をコピーしたい造林地を選択します。 「行選択」を選択し、造林地を指定します。





□ 実行

行選択を行ったら、「実行」を選択し、コピーする検査員を決定します。



終了

コピーが終わったら、「終了」を選択します。

交付

交付に関連するデータの入力を行ないます。

内訳部分には、申請、検査により算出した補助金額、査定係数等が修正できるようになっています。 修正しますと、査定調書に影響しますので、ご注意下さい。



設定項目	説明
補助金支払日	補助金支払日を入力します。
交付決定日	交付決定日を入力します。
起案番号	起案の番号を入力します。
青林	青林の番号を入力します。

交付の全シートコピー

登録した1シート目の交付の内容(補助金支払日、交付決定日、起案番号、青林)を、以降のシートにコピーすることができます。

交付画面の1シート目で、「更新」を選択します。

交付クリア

交付の内容(補助金支払日、交付決定日、起案番号、青林)を削除することができます。 交付の内容を選択して、「交付クリア」を選択します。

帳票出力

帳票出力



● 帳票を印刷します。

また、Excel形式にファイルを保存します。

(※Excel形式への保存はシステム内のデザインファイルを使用しています。デザインファイルでは、[ファイルの書式設 定]・[ページ設定]・[罫線]・[フォント設定]・[色]を変更できます。変更する場合は、留意点として下記の事項を守ってく ださい。)

デザインファイルの留意点

デザインファイルは、本システムをインストールしたフォルダ内の"ReportXIs"フォルダに入っています。 下記の事項を行うとシステムに不具合が生じる場合がありますので、特に留意してご使用ください。

- 1. セルに[**~]と設定されているものは変更しないでください。
- 2. ページの範囲は変更しないでください。
- 3. [ReportXls]のフォルダ名は変更しないでください。
- 4. ファイル名は変更しないでください。
- 5. シート名は変更しないでください。

万が一デザインファイルが破損した場合は、本システムのインストールCD-ROM内の"ReportXls"フォルダをコピーして 再度編集を行ってください。

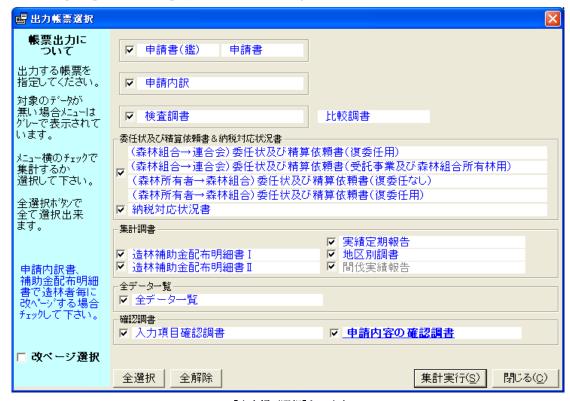
帳票出力一覧

出力可能な帳票は下記の通りです。

	出力帳票一覧
申請書(鑑)	申請書鑑、1ファイル全てのデータ
申請書	申請書鑑、1シート毎のデータ
申請内訳	
検査調書	
比較調書	
	(森林組合→連合会)委任状及び清算依頼書(復委任用)
委任状及び清算依頼書 &	(森林組合→連合会)委任状及び清算依頼書(受託事業及び森林 組合所有林用)
納税対応状況申出書	(森林所有者→森林組合)委任状及び清算依頼書(復委任なし)
M 3//L/A MC ACCOUNT IN EL	(森林所有者→森林組合)委任状及び清算依頼書(復委任用)
	納税対応状況申出書
	造林補助金配布明細書 I
	造林補助金配布明細書Ⅱ
集計調書	実績定期報告
	地区別調書
	間伐実績報告
全データ一覧	全データ一覧
確認調書	入力項目確認調書
↑	申請内容の確認調書

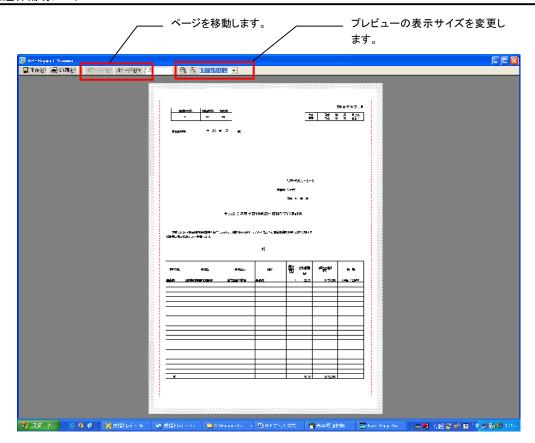
帳票の出力方法

- ① メニューバーから[印刷]または、ツールバーを選択します。
- ② 「出力帳票選択]ウィンドウが表示されます。



[出力帳票選択]ウィンドウ

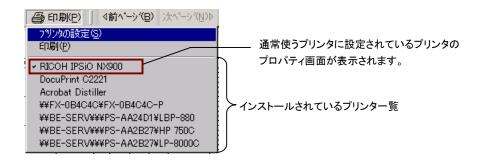
- ③ 集計したい帳票にチェックをつけます。
 - ※出力時は必ず集計を行ってください。集計を行わない場合は、初回は空の帳票が出力され、2回 目以降は、前回集計したデータ状況が出力されます。
 - ※[全選択]で全帳票にチェックがつき、[全解除]でチェックが外れます。
- ④ [集計実行]ボタンをクリックします。
 - ※集計実行後、帳票出力できるものについて、青く表示されます。
- ⑤ する帳票をクリックすると「VB-Report Viewer」が表示されます。



[VB-Report Viewer]

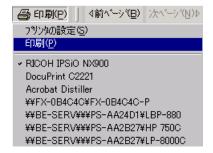
⑥ [VB-Report Viewer]内の[印刷]ボタンをクリックし、[プリンタの設定]または[印刷]を選択します。

く"プリンタの設定"を選択した場合>

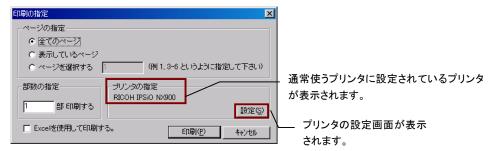


1) プリンタの設定画面が表示されます。設定方法は、お手持ちのプリンタのマニュアル等をご覧ください。

<"印刷"を選択した場合>



1) [印刷の指定]ウィンドウが表示されます。



[印刷の指定]ウィンドウ

- □ ページの指定
 - 印刷するページを指定します。
- □ 部数の指定

部数を設定します。

- □ Excelを使用して印刷する チェックを外してください。
- □ プリンタの指定

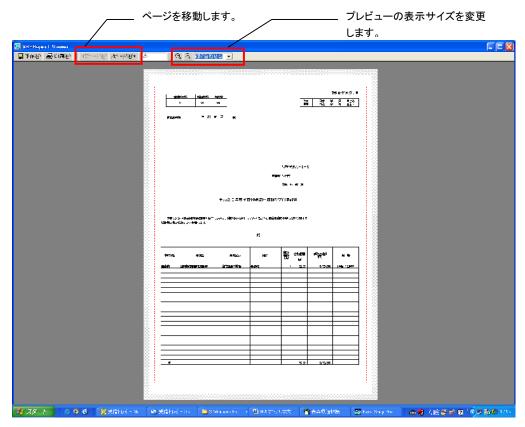
用紙設定の変更などを行う場合は、必要に応じて[設定]ボタンをクリックして、プリンタの 設定を行ってください。

設定方法は、お手持ちのプリンタのマニュアル等をご覧ください。

2) [印刷]ボタンをクリックします。

Excelファイルへの保存方法

- ① メニューバーから[印刷]を選択します。
- ② [出力帳票選択]ウィンドウが表示されます。
- ③ [集計実行]ボタンをクリックします。※出力時は必ず集計を行ってください。集計を行わない場合は、初回は空の帳票が出力され、2回目以降は、前回集計したデータ状況が出力されます。
- ④ 出力する帳票をクリックすると[VB-Report Viewer]が表示されます。



[VB-Report Viewer]

⑤ [VB-Report Viewer]内の[保存]ボタンをクリックすると、[Excelファイルへの保存]ウィンドウが表示されます。



Excel帳票ファイルの保存場所を[保存する場所]の▼をクリックして指定します。

⑦ Excelファイルのファイル名を[ファイル名]に入力します。

(6)

⑧ [保存]ボタンをクリックすると、Excel形式で帳票ファイルが作成されます。

マスタ出力

マスタ出力

編集画面に表示されている管理データのマスタを出力します。

マスタ出力一覧

出力可能なマスタは下記の通りです。

<基本マスタ>

出力マスター覧(基本マスタ)								
事務所マスタ	上層木樹種							
使用場所マスタ	搬出状況							
事業主体マスタ	単価区分							
事業区分マスタ	実施率区分							
細目事業区分マスタ	消費税対応区分							
森林機能区分マスタ	所有林区分							
整備区分マスタ	組合区分							
整備事業種類マスタ	直径区分							
作業区分マスタ	齢級区分							
所有者•出資者•造林者	苗木補助区分							
樹種区分	有無区分							
施行方法	事業協定区分							
絆森タイプ	市町村マスタ							
地床別	年号マスタ							
前生樹林種								
前生樹樹種								
伐採種								
表示票								
種別区分								
対象樹種林種								

<その他マスタ>

出力マスター覧(その他マスタ)								
諸掛区分	査定係数 被害地等森林							
受光単価	査定係数 里山エリア再生							
改良単価	査定係数 公的森林整備(H20)							
造林単価	查定係数 流域育成林(H20)							
樹下植栽単価	査定係数 絆の森(H20)							
保育単価	査定係数 被害地等森林(H20)							
査定係数 公的森林整備	査定係数 里山エリア再生(H20)							
査定係数 流域育成林	苗木単価							
査定係数 絆の森	システム規定値							

マスタの出力方法

マスタの印刷または、Excel形式にファイルを保存します。

- ① メニューバーから[マスタ]を選択します。
- ② [マスタメニュー]ウィンドウが表示されます。



[マスタメニュー (基本マスタ)]ウィンドウ

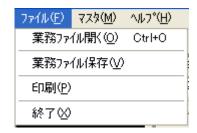
- ③ [基本マスタ]タブ・[その他マスタ]タブは、マウスで切替えます。
- ④ 出力したいマスタをクリックすると、[VB-Report Viewer]が表示されます。
- ⑤ マスタの印刷、Excel形式にファイルを保存する方法は、帳票出力と同様です。 詳細は、本マニュアル P43~48[帳票出力]ー[帳票の出力方法]・[Excelファイルへの保存方法]を参照してください。

システムの終了

終了

本システムを終了します。

① ニューバーから[ファイル] - [終了]を選択します。 (もしくはツールバーの「終了」を選択します。)



② データ保存の確認メッセージが表示されます。



前年度データの使用方法

前年度データの使用方法

前年度データ(平成20年度データ)のコンバート方法について説明します。

コンバートは[更新]で行います。(P. 19を参照)

また、前年度データとの区別の為、21年度用にファイル名(P. 3を参照)を変更する必要があります。 前年度データを使用する時は、マージ機能でも作成できますが、複製作業の方が簡潔にできます。

- ① 年度データをハードディスクにコピーしておきます。
- ② [ファイル]-[業務ファイル開く]を選択します。
- ③「業務ファイル管理」の「追加(ファイル)」よりコピーしたファイルを「業務ファイル管理」に取り込みます。
- ④ 「申請名称変更」より、新しい業務ファイル名を入力し「変更」ボタンを押します。 (申請名称変更方法は、P. 16を参照して下さい)
- ⑤ 名称変更した業務ファイルを選び「更新」を選択します。

[業務ファイル管理]ウィンドウ内の[選択]ボタンをクリックして、前年度データを更新することもできます。(P. 17を参照)

参考資料

公的森林整備推進事業

1. 事業内容

- (1) 水土保全林での森林整備
- (2) 公社・地方公共団体による森林整備
- (3) 民間事業体による市町村有林の整備
 - ※森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を対象

2. 事業実施主体

- ·市町村
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき 選定された事業者(「PFI事業者」という。)
 - ※ただし、「PFI事業者」は市町村有林で実施するものに限る。

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②、③のいずれも満たしていることが条件
 - ① 市町村森林整備計画において、「水土保全林」にゾーニングされていること。
 - ② 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
 - ③ 1 施行地の面積が0. 1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は①と③の条件で補助採択となる。

(つまり、「水土保全林」に分類され、かつ1施行地で0.1ha以上であればよい。)

- ・ 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、

育成複層林整備の各作業種のみの申請の場合

(3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0,05ha以上

	造林事業区分			公的森林整備推進事業			
				齢級	査定係数	実補助率	備考
			森林整備協定		180	90	
	造人 林工	その他			170	85	
			森林整備協定		180	90	
育成単層林整備	改単 層 良林		その他		170	85	
林			森林整備協定		180	90	
整備	保育<植栽型>	下刘	その他	~1	170	85	
	栽		森林整備協定		180	90	
	型 >	雪起し	その他	~ V	170	85	

公的森林整備推進事業

	_		•	_			
	保育	除·間伐	要間伐森林 森林整備協定		180	90	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
			その他	Ш~VI	170	85	WI齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
	植植	特	森林整備協定		180	90	1施行地につき1回限り
	<植栽型>	特定高齢級間伐	その他	™~	170	85	過去VI〜IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
		+±	森林整備協定		180	90	
		枝 打 ち	その他	Ⅲ~VI	170	85	
			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した
育成単層林整備		下划	その他	~VIII	170	85	林木や植栽木について実施する 場合
林	保 育 ^	雪起し	森林整備協定		180	90	
備			その他		170	85	
	天然		森林整備協定		180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~
	<天然更新型>		その他		170	85	XII 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
		特	森林整備協定		180	90	1施行地につき1回限り
		特定高齢級間伐	その他	™~	170	85	過去VI〜IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
			森林整備協定		180	90	
	林 作 業 路		その他		170	85	

公的森林整備推進事業

			森林整備協定		180	90	
	受光伐	抜き伐り	その他	支障木 IV~IX あばれ木等の 除去 X~	170	85	
	光		森林整備協定		180	90	
	12.	枝払い	その他	上層木 Ⅲ~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
	植樹栽下	その他		上層木 Ⅲ~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
育成複層林整備	改複 層 良林		その他	\times	170	85	
林			森林整備協定		180	90	
整備		下刈	その他	下層木 ~ V	170	85	
	保	雪起し	森林整備協定	下層木 ~V	180	90	
	保育<植栽型>		その他		170	85	
			森林整備協定		180	90	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
		除 · 間 伐	その他	下層木 Ⅲ~Ⅷ	170	85	WII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。
	俁		森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した
	新型 V 新型 V 更	下刈	その他	~VIII	170	85	林木や植栽木について実施する 場合 広葉樹の除・間伐にあっては~ XⅡ

公的森林整備推進事業

			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する
	保育<天然更新型>	雪起し	その他		170	85	場合
	然 更		森林整備協定	~\!	180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~
育成複層林	新 型 >	除 · 間 伐	その他		170	85	ΧП
			森林整備協定		180	90	森林施業計画において、複層
整備	整人 理工 伐林		その他	X~XⅡ	170	85	林施業を実施することが明記 されている場合
			森林整備協定		180	90	
	林作業路 略		その他	\times	170	85	
			森林整備協定		180	90	地域森林計画において、水かん、
機能増進保育	伐抜 り 等き		その他	VII∼X II	170	85	山地災害、生活環境保全、保健文 化機能のいずれかが高く、かつ、 森林施業計画等において、長伐期 施業を実施することが明記されれ ている場合
進			森林整備協定		180	90	Ⅷ~Ⅸ齢級においては、伐採本数 の割合がおおむね30%未満の場合
保育	保育作業路機能増進	その他			170	85	は、査定係数を20減算する。 又、X〜XⅡ齢級において、おお むね30%以下を補助対象とする。
団地	除 間 伐		間伐推進協定	VI~IX	170	85	間伐推進団地において間伐推進協定に基づき実施し、搬出集積を行うもの
間伐	作業路		間伐推進協定	\times	170	85	- 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
		tts	森林整備協定		180	90	※長期を実施する場合… 市町村長からのあっせんに基づ
長		抜 き 伐	混交林誘導型	上層木 X~XⅧ	170	85	く受託により実施するものに限る。
育成	誘	ij	混交林誘導型以外		150	75	〇混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につ
長期育成循環整備	誘 導 伐		森林整備協定		180	90	いて広葉樹を植栽する場合
整備		枝払い	混交林誘導型	上層木 X~XⅧ	170	85]
			混交林誘導型以外		150	75	

公的森林整備推進事業

			森林整備協定		180	90	
	植樹栽下		その他	上層木 X~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
	循環改良 長期育成		その他	上層木 X~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
		下刈	その他	下層木 ~V	170	85	
	保		森林整備協定		180	90	
巨	保育<植栽型>	雪起し	その他	下層木 ~ V	170	85	
期			森林整備協定		180	90	広葉樹にあってはⅢ~XⅡ
長期育成循環整備		除 間 伐	その他	下層木 Ⅲ~Ⅷ	170	85	Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。
備			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した
	促	下刘	その他		170	85	林木や植栽木について実施する 場合
	保育		森林整備協定		180	90	
	<天然更新型>	雪起し	その他	~VIII	170	85	r 茶料のM 88/15/12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1
	$\overline{\vee}$		森林整備協定		180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~ XⅡ
		除 · 間 伐	その他		170	85	
			森林整備協定		180	90	
	作成長 業循期 路環育 その他			\times	170	85	
	+ 214	Γ - 	整備協定(杏定係数18(<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			

※本事業で「森林整備協定(査定係数180)」に基づき実施する場合、

多様な樹種の導入、伐採時期の分散化などが義務付けられたものに限る。

補助区分

流域育成林整備事業

1. 事業内容

- (1) 育成林での森林整備
- (2) 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備
- (3) 流域における育成林の整備の推進を図るための路網整備

2. 事業実施主体

- ·市町村
- ·森林組合
- ·生産森林組合
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・施業実施協定の認定を受けた者
- ·森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
- ·森林施業計画を作成し、認定を受けたもの(森林施業計画作成主体(長期受託・その他)
- ・市町村と協定を締結した森林所有者(協定締結者)
- ・間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐を実施する者

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
 - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
 - ※1 事業主体が生産森林組合の場合は3.0ha以上。
 - ※2 事業主体が森林施業計画作成主体、協定締結者の場合は0.5ha以上。
 - ② 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は③の条件で補助採択となる。

(つまり、施行地で0.1ha以上であればよい。)

- 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、

育成複層林整備の各作業種のみの申請の場合

(3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

※1 「森林施業計画」において、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、

							<u>の森林施業計画の査定係数は140</u>
		<u>`</u> #++=	事業区分			流域育成林骜	整備事業
		泹⋀	尹未 凸刀	齢級	査定係数	実補助率	備考
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画	1 \ /			
	_ 소		保安林等	1 \ /	170	00	
	人工造林		分収林	1 X	170	68	
	上 林		森林整備協定	1 / \			
	111		協定締結造林	1 / \	120	48	
			普通	V	90	36	
			施業実施協定		180	72	
	単		森林施業計画] \ /			
	層		保安林等] \ /	170	68	
	林		分収林	1 X I			
育	単層林改良		森林整備協定] / \			
以出			協定締結造林		120	48	
展			普通	V	90	36	
育成単層林整備			施業実施協定		180	72	
整			森林施業計画	1	170	68	→分収林・・・~Ⅷ
備		下刈	保安林等	~Ⅱ			
	,		分収林				
	保女		森林整備協定				
	FI A		協定締結造林	1	120	48	
	植植		普通		90	36	
	保育<植栽型>		施業実施協定	1	180	72	
	型		森林施業計画				
	V	雪起	保安林等	_	170	68	N 4- 11
		起	分収林	~ V			→分収林・・・~Ⅷ
		L	森林整備協定	4	100	40	
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	

				10-24 F3 /24	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			施業実施協定		180	72	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
			緊急間伐推進協定				加齢級は地域表共計画で水かり
		I ZΔ-	森林施業計画				Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機
		除 •	保安林等		170	68	能を高度に発揮すべき森林に限
		間	分収林	III∼VII	, .		る。
		伐	森林整備協定	1			間伐率が概ね30%未満の場合は
	保育<植栽型>				100	40	、査定係数を20減算する。
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	. 167=11
		特定高:		v ∼			1施行地につき1回限り
	Ä						過去VI~IX齢級の期間に間伐を
	植						実施していないこと
	栽	齢	保安林等		170	68	
	至	級					間伐率が概ね30%未満の場合は
	ď	間 伐					、査定係数を20減算する。
		IX.					
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画				
		枝	保安林等		170	68	
		打	分収林	ш∼vі		UU	
		ち	森林整備協定				
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する
	保育人	下划	施業実施協定		180	72	
			森林施業計画				場合
育成単層林整備			保安林等		170	68	- 20 LI
			<u>分収林</u> 森林整備協定				
			放定締結造林 協定締結造林		120	48	
			普通	~Ⅷ	90	36	
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画				
		雪起し	保安林等		170	00	広葉樹の除・間伐にあっては~
			分収林		170	68	ХΙ
			森林整備協定				即伏変が振わ2002 キ港の担合け
			協定締結造林		120	48	間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
	天		普通		90	36	、且是所数で20/8年70。
	<天然更新型>	除・間伐 特定高齢級間伐	施業実施協定		180	72	
			森林施業計画		170	68	
			保安林等				
			分収林				
			森林整備協定 協定締結造林		120	48	
			 		90	36	
			日地		30	30	1施行地につき1回限り
							. 25(17:5) = 2 C (DISK)
				VIII∼			過去VI~IX齢級の期間に間伐を
			/P ++ ***		170	60	実施していないこと
			保安林等		170	68	間伐率が概ね30%未満の場合は
							、査定係数を20減算する。
			长来中长地宁		100	70	
	l		施業実施協定 李林族業計画		180	72	
	作育		森林施業計画 保安林等				
	成 業単		<u>休女怀寺</u> 分収林	$\mid \bigvee \mid$	170	68	
	層	層	森林整備協定				
	路林		協定締結造林		120	48	
L			普通		90	36	
			-				

			施業実施協定		180	72		
		4+-		➡ 支障木	100	12	1	
			森林施業計画					
		抜き伐り	保安林等	又降水 Ⅳ~IX	470	00		
		き	分収林		170	68		
		伐		あばれ木等の				
		ίĵ	森林整備協定	除去				
			協定締結造林	x~	120	48		
	受 光 伐						1	
	采		普通		90	36		
	化		施業実施協定	上層木 皿~	180	72		
	坯	枝払い	森林施業計画				1	
			保安林等		170	68		
			分収林		170	00		
			森林整備協定					
					100	40	1	
			協定締結造林		120	48		
			普通		90	36		
			施業実施協定		180	72		
					100	12		
	1+1		森林施業計画					
	尌		保安林等		170			
	樹 下			上層木		68		
	植 栽		分収林	Ш~				
	#		森林整備協定					
	<i>1</i> 7∧		協定締結造林		120	48	1	
							4	
			普通		90	36		
			施業実施協定	N /	180	72		
	複層林改良		森林施業計画	1 \ /			1	
			保安林等	\times	170	68		
			分収林					
卋								
日			森林整備協定					
八			協定締結造林		120	48		
複			普通	/	90	36	1	
磨								
'								
林			施業実施協定		180	72		
林整			施来美施協定 森林施業計画	1	180	12		
林整備			森林施業計画					
育成複層林整備		下	森林施業計画 保安林等	下層木	170	68	./\l \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
林整備		下圳	森林施業計画 保安林等 分収林	下層木 ~ V			→分収林・・・~Ⅷ	
林整備		下划	森林施業計画 保安林等 分収林	下層木 ~ V			→分収林・・・~Ⅷ	
林整備		下刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定		170	68	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備		下刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林		170 120	68 48	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備		下刘	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通		170 120 90	68 48 36	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備	/p	下刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通		170 120 90	68 48 36	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備	保	下刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定		170 120	68 48	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備	育	刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画		170 120 90	68 48 36	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備	育	刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定	~ V	170 120 90 180	68 48 36 72		
林整備	育人	刈	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等	~ V 下層木	170 120 90	68 48 36		
村整備	育人	下刈雪起し	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等	~ V	170 120 90 180	68 48 36 72	→分収林···~Ⅷ →分収林···~Ⅷ	
林整備	育人	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定	~ V 下層木	170 120 90 180	68 48 36 72 68		
林整備	育人	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等	~ V 下層木	170 120 90 180	68 48 36 72		
林整備	育	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安以林 森林整備協定 森林整備協定 協定締結造林	~ V 下層木	170 120 90 180 170	68 48 36 72 68		
林整備	育人	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通協定 施業実施業計画 保安林林 森林整備協定 森林施計画 保安林林 森林整備協定 協定締結造林 普通	~ V 下層木	170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36	→分収林・・・~Ⅷ	
林整備	育人	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定結造林 普通協定 協定総計 強定対域	~ V 下層木	170 120 90 180 170	68 48 36 72 68		
林整備	育人	刈雪起し	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定結造林 普通協定 協定総計 強定対域	~ V 下層木	170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36	→分収林···~Ⅷ 広葉樹にあってはⅢ~XⅡ	
林整備	育人	刈 雪起.	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協定 森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 森林整備協定 協定締結造林 華通協定 協定締結造林 華美施協定	~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林···~Ⅷ 広葉樹にあってはⅢ~XⅡ	
林整備	育人	刈雪起し	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普通 施業実施協計等 分収林 森林整備協定 森林施業計等 分収林 森林整備協定 強定締結造 協定 ・	~ V 下層木 ~ V	170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはⅢ~XII VII齢級は地域森林計画で水かん	
林整備	育人	刈雪起し除・	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普選施協定 森林施業主 森林を明本 を表する。 本本をは、 本本をは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはIII~X II VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機	
林整備	育人	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定締結造林 普選施協定 森林施業主 森林を明本 を表する。 本本をは、 本本をは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	~ V 下層木 ~ V	170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはⅢ~XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限	
林整備	育人	刈雪起し除・	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定普通協計等 森林施業等 森林施業主施強計等 森林整備協造林 森林整備協計等 森林整備協造林 華美施業計等 統業主統計等 分収林 森林整備協定	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはIII~X II VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機	
林整備	育人	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保分収林 森林整備協定 協定普通協計 無業性の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはIII~XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限	
1.林整備	育<植栽型>	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保安林等 分収林 森林整備協定 協定普通協計等 森林施業等 森林施業主施強計等 森林整備協造林 森林整備協計等 森林整備協造林 華美施業計等 統業主統計等 分収林 森林整備協定	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・~VII 広葉樹にあってはⅢ~XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限	
·林整備	育<植栽型>	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保安 以林 森林 整備 法	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。	
1.林整備	育<植栽型>	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保安 収林 森林 海	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 地表かき起こしにより発生した	
林整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間	森林施業計画 保安 以 備協	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	
林整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間伐	森林施業計画 保安 収林 森林 海	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。 地表かき起こしにより発生した	
林整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間伐 下	森林施業等 分整結通 協計等 森林安収備協造 業無統安収備協計等 森林安収備協計等 森林安収備協計等 森林安収備協過 企業 大大大大公司 一次 一次 主 大大大公司 一次 主 大大公司 一次 上 大小公司 一次 上 大小 一次 上 大小 一次 上 一次 上 大小 一次 上 一次	~ V 下層木 ~ V 下II~WI	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 90 90 90	68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	
A林整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間伐	森林座 保安 化	~ V 下層木 ~ V 下層木	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	
标整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間伐 下	森林座 保分整結通 協計等	~ V 下層木 ~ V 下II~WI	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	
·林整備	育<植栽型>保育	刈 雪起し 除・間伐 下	森林座 保分整結通 協計等	~ V 下層木 ~ V 下II~WI	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180	68 48 36 72 68 48 36 72 68 48 36 72	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	
1.林整備	育<植栽型>	刈 雪起し 除・間伐 下	森林座 保安 化	~ V 下層木 ~ V 下II~WI	170 120 90 180 170 120 90 180 170 120 90 180 170	68 48 36 72 68 48 36 72 68 48 36 72 68	→分収林・・・〜VII 広葉樹にあってはIII〜XII VII齢級は地域森林計画で水かん、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する	

					אלו ישבר וויוי	1 T /\	
			施業実施協定		180	72	地表かき起こしにより発生した
		雪起]	100	12	
			森林施業計画				林木や植栽木について実施する
	保 育		保安林等				場合
					170	68	
			分収林		170	00	
	-	Ĺ					
	Ħ		森林整備協定				
	\wedge		協定締結造林		120	48	
	Ŧ			~VIII			
			普通		90	36	広葉樹の除・間伐にあっては~
	然				180	72	
	事		施業実施協定		180	12	XΙ
苔	鉈		森林施業計画				
	利.	除					
	<天然更新型>	間伐	保安林等		170	00	
					170	68	
ΙĘ			森林整備協定				
反					120	48	
始			協定締結造林				
孩			普通		90	36	
層							*********************
++			施業実施協定		180	72	森林施業計画において、複層
44			森林施業計画				林施業を実施することが明記
整	+						
育成複層林整備	整人		保安林等		170	00	されている場合
胂	華工		分収林	νωνπ	170	68	
				X~XII			
	伐林		森林整備協定				
	15-4-1-1						1
			協定締結造林		_><	_><	
			普通				1
			施業実施協定	\wedge	180	72	
	l					i	1
	作育		森林施業計画				
	1. 成		保安林等			I .	
	业及				170	68	
	業複		分収林		170		
	層						
	ᇛᄺ	,	森林整備協定				
	路林		協定締結造林		120	48	
1							1
			普通	/	90	36	
			施業実施協定		180	72	地域森林計画において、水かん、
		表本施業計画保安林等プ収林素林整備協定協定締結造林		100	12	山地災害、生活環境保全、保健文	
	± -		森林施業計画	VII∼X II		68	
	抜き伐り等						化機能のいずれかが高く、かつ、 森林施業計画等において、長伐期 施業を実施することが明記されれ
			休女M寺		170		
			分収林				
機			森林整備協定				ている場合
能					120	48	1
ĦE							TM RZ#Aのコーナンハナノナ 小坂士米
増進			普通		90	36	Ⅷ~Ⅸ齢級においては、伐採本数
`#							の割合がおおむね30%未満の場合
進	保育作業路 機能増進		施業実施協定	i \ /	180	72	は、査定係数を20減算する。
保育			森林施業計画			60	は、重定保奴を20減算する。 又、X~XⅡ齢級において、おおむね30%以下を補助対象とする。
포 노				\ /			
Ħ			保安林等		170		
1		分収林		1	170	68	
1	歩増						
	兼 提	森林整備協定					
	路進			1/ \t	100	48	1
1			協定締結造林		120	- /IX	
				, ,	. = 3		
_			普诵	/ \			
			普通		90	36	明仏株本団がにおいて間仏株光井
	除		普通				間伐推進団地において間伐推進協
	 除 問			VI ~ ™	90	36	間伐推進団地において間伐推進協 定に基づき実施し、搬出集積を行
団	間		間伐推進協定	<i>∨</i> ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨ ∨			定に基づき実施し、搬出集積を行
	除間伐			VI~IX	90	36	
地	間 伐			VI~IX	90	36	定に基づき実施し、搬出集積を行 うもの
地間	間 伐			VI~IX	90 170	36	定に基づき実施し、搬出集積を行
地	間 伐		間伐推進協定	VI~IX	90 170	36 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、
地間	間 伐			VI~IX	90	36	定に基づき実施し、搬出集積を行 うもの
地間	間		間伐推進協定	VI~IX	90 170	36 68	定に基づき実施し、搬出集積を行 うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、
地間	間 伐		間伐推進協定	VI~IX	90 170	36 68	定に基づき実施し、搬出集積を行 うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、 査定係数を20減算する。
地間	間 伐		間伐推進協定間伐推進協定	VI~IX	90 170 170	36 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、 査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合…
地間	間 伐		間伐推進協定間伐推進協定	VI~IX	90 170 170	36 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行 うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、 査定係数を20減算する。
地間	間 伐	抜+	間伐推進協定	VI~IX	90 170	36 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、 査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において
地間伐	間 伐	抜き	間伐推進協定間伐推進協定		90 170 170	36 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以
地間伐	間 伐	抜き切	間伐推進協定間伐推進協定	VI~IX X~XVIII	90 170 170	36 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの 間伐率が概ね30%未満の場合は、 査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以 上まとまって所在する森林である
地間伐	間 伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。
地間伐	間伐 作業路 団地間伐	抜き切り	間伐推進協定間伐推進協定		90 170 170	36 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。
地間伐	間伐 作業路 団地間伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、
地間伐 長期育成	間 伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型混交林誘導型以外		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き 切	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き切り 	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型混交林誘導型以外	X~XVIII	90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。
地間伐	間伐 作業路 団地間伐	き切り	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型混交林誘導型以外		90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。 ○混交林誘導型…
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き切り 	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型混交林誘導型以外	X~XVIII	90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。 ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につい
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き切り	間伐推進協定 間伐推進協定 混交林誘導型 混交林誘導型以外 混交林誘導型以外	X~XVIII	90 170 170 170 150	36 68 68 68 60 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。 ○混交林誘導型…
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き切り	間伐推進協定間伐推進協定混交林誘導型混交林誘導型以外	X~XVIII	90 170 170 170	36 68 68 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。 ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につい
地間伐 長期育成	間伐 作業路 団地間伐	き切り	間伐推進協定 間伐推進協定 混交林誘導型 混交林誘導型以外 混交林誘導型以外	X~XVIII	90 170 170 170 150	36 68 68 68 60 68	定に基づき実施し、搬出集積を行うもの間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 ※長期を実施する場合… ・森林施業計画対象森林において、10齢級以上の人工林が概ね2ha以上まとまって所在する森林であること。 ・市町村と森林所有者との間で、施業の実施にかかる協定等が締結されていること。 ○混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につい

1111-23			47	心外日沙		1 7 >	
			体类宝体协宁		180	72	
	7+7		施業実施協定		100	12	
			森林施業計画	-			
	樹		保安林等				
	樹 下 植 栽			上層木	170	68	
	姑		分収林		.,,	00	
	旭		森林整備協定	X~			
	栽				100	40	
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画				
	循長	保安林等 分収林 森林整備協定		上層木 X~			
	77 期				170	68	
	~ ~						
	및 및						
	循環 改良 良成					40	
			協定締結造林]	120	48	
			普通		90	36	
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画				
			保安林等				
		下		下層木	170	68	
		l [IK	分収林		.,,	I	
		ᄭ	森林整備協定	~ V			
					100	10	
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	
	保		施業実施協定		180	72	
	杏		森林施業計画				
	Ħ	_					
	<u>``</u>	当	保安林等	下層木	170	68	
	植	雪起し	分収林	下厝小 ~V	170	00	
	#		森林整備協定				
	保育<植栽型>						
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	
長期育成循環整備		除 · 間 伐	施業実施協定		180	72	広葉樹にあってはⅢ~XⅡ
期			森林施業計画				
育				下層木 Ⅲ~Ⅷ	170		Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん
급			保安林等			68	VIIIIII WIA MARKATIMICA MARKA
及			分収林			UO	、山地災害又は生活環境保全機
植							能を高度に発揮すべき森林に限
環			森林整備協定				
敕			協定締結造林		120	48	る。
蓝					90		
烳			普通			36	
			施業実施協定		180	72	地表かき起こしにより発生した
			森林施業計画				林木や植栽木について実施する
					170		
		下刈	保安林等			68	場合
			分収林				
			森林整備協定			<u></u>	
			協定締結造林	~VIII	120	48	
					90		
	保		普通			36	
	本	雪起し	施業実施協定		180	72	
	ļ				100 72		
	\wedge		森林施業計画				
	保育<天然更新型>		保安林等		170 120	60	
			分収林			68	
	史		森林整備協定				
	新		協定締結造林			48	広葉樹の除・間伐にあっては~
	型						
	$\overrightarrow{\vee}$		普通		90	36	ΧП
	٧		施業実施協定		180	72	
			森林施業計画			<u> </u>	
		除					
		ொ	保安林等		170	60	
			分収林		170	68	
		間					
		伐	森林整備協定			<u> </u>	
			協定締結造林		120	48	
			普通		90	36	
			施業実施協定		180	72	
	-						
	循ᇀ		森林施業計画	\ /		<u> </u>	
	環点		保安林等	$\mid \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	170	00	
	~ 期				170	68	
	い		分収林	\wedge			
	循環作業路 長期育成		森林整備協定	/ \		<u> </u>	
1	路 ′′		協定締結造林	/ \	120	48	
				/ \			
			普通	<u>/</u> \	90	36	

絆の森整備事業

1. 事業内容

- (1) 市民参加による里山林等の整備(市町村、NPO等が実施主体)
- (2) 地域住民への森林施業計画の開示や森林の開放を前提とした森林整備(森林所有者が実施主体)
- (3) 野生生物との共生の森の整備等
- (4) ソフト事業との積極的連携

2. 事業実施主体

- (1) 市民参加型森林整備
 - ①行政支援タイプ…市町村
 - ②市民主導タイプ…森林施業計画作成主体(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く)
 - ③市民解放タイプ…森林所有者(森林施業計画作成主体、協定締結者、施業実施協定者)
- (2) 野生生物共生林整備
 - 市町村、森林組合、森林所有者等

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
 - ① 対象区域が5.0ha以上であること。
 - ② 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。

生共市業長八			絆の森整備事業				
		造林事業区分	齢級	査定係数	実補助率	備考	
		樹木等の植栽・播種 (人工造林等)	\times	_	70		
		雑草木の除去 (下刈)	制限なし	-	70		
共生	不用	木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	_	70		
共生環境整備		枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	_	70		
V⊞	整ビオ	水辺環境整備	制限なし	-	70		
	備プ	原植生回復整備	制限なし	-	70		
	内	林内歩道		_	70		
价	^隆 步 ^请 道	絆の森作業路		_	70		

被害地等森林整備事業

1. 事業内容

- (1) 被害森林における復旧造林
- (2) 森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備

2. 事業実施主体

- ・市町村(森林整備協定に基づいて実施するものに限る)
- ·森林所有者
- ·森林組合
- ·生産森林組合
- ·森林組合連合会
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・森林法施行令第11条第7号に規定する団体(協業体)

- (1) 以下の①と②の両方を満たすことが条件
 - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が0.5ha以上であること。
 - ② 1 施行地の面積が0. 1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は②の条件のみで補助採択となる。
 - 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
 - ・ 指定被害地造林、被害地造林の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

	造林事業区分				初	ຮ害地等森林	整備事業
		洹怀≒	中未区 万	齢級	査定係数	実補助率	備考
	Y		保安林等		140	56	
	人 工 造 林		森林整備協定		140	50	
	造林		被害地造林		120	48	
	<i>ተ</i> ጥ		普通		70	28	
	改単		保安林等		140	56	
	~ 層 良林		森林整備協定	$\mid \times \mid$		30	
	及M		普通		70	28	
	保 育	下刈	保安林等	I	140	56	
育成	育<植栽型>	雪起し	保安林等	п	140	56	
育成単層林整備	型 >	除間伐	保安林等	ш~vı	140	56	
備	,	下	保安林等		140	56	地表かき起こしにより発生した
	保 育	, [IK	森林整備協定				林木や植栽木等について実施す る場合
		_	普通		70	28	
	天 然	雪起	保安林等 森林整備協定	~\	140	56	
	<天然更新型>	l	普通	4.m	70	28	
	新 型	除	保安林等		140	56	
	$\overline{\vee}$	間伐	森林整備協定				
		1火	普通		70	28	
	作業路		保安林等 森林整備協定		140	56	
	路林		普通		70	28	

被害地等森林整備事業

		伐抜りき	保安林等 森林整備協定	支障木 Ⅳ~Ⅷ あばれ木	140	56	○森林整備協定の場合 支障木の除去…IV~IX あばれ木等の除去…X~
	受 光	りさ	普通	等の除去 区~	70	28	的1940小县的除五。又
	光 伐	枝	保安林等		140	F0	
	124	払	森林整備協定	上層木 Ⅲ~	140	56	
		い	普通	ш	70	28	
	1+ 1+1		保安林等		140	56	
	植樹栽下		森林整備協定	上層木 Ⅲ~	140	50	
	1,50		普通		70	28	
	改複		保安林等		140	56	
	層 良林		森林整備協定	X			
	及作		普通		70	28	
		下	保安林等	下層木	140	56	
苔	亿	וע	森林整備協定	~~~	70	00	
成	保 育		普通		70	28	
育成複層林整備	へ 植	雪起	保安林等 森林整備協定	下層木	140	56	
林	栽型	し	普通	~V	70	28	
整備	型 V	除					森林整備協定⋯下層木Ⅳ~Ⅷ
т	v	間	森林整備協定	下層木	140	56	(Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん、山 地災害又は生活環境保全機能を高度に
		伐	普通	Ⅲ∼ Ⅵ	70	28	発揮すべき森林に限る。)
		下	保安林等		140	Γ0	地表かき起こしにより発生した
	保 育		森林整備協定		140	56	林木や植栽木について実施する 場合
		ΧIJ	普通		70	28	物口
	天	雪	保安林等		140	56	
	然	起	森林整備協定	~™			
	新	L	普通		70	28	
	<天然更新型>	除	保安林等		140	56	
	٧	間伐	森林整備協定		70	00	
		124	普通		70	28	
	作育成業額		保安林等 森林整備協定		140	56	
	業 複 路 林		*************************************		70	28	
	/15-14-		百四		70	20	
機能	伐抜 り 等き		森林整備協定	WI∼X II	140	56	
増進保育	保育作業路		森林整備協定		140	56	

里山エリア再生交付金

1. 事業内容

(1) 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備

2. 事業実施主体

- (1) 市町村
 - ・森林所有者
 - ・森林組合
 - 生産森林組合
 - ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
 - ・森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等
 - ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
 - ・森林施業計画の認定を受けた者

- (1) 以下の①、②のいずれかを満たしていることが条件
 - ① 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
 - ② 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

		造林事業区分		里山エリア再生交付金					
		坦州争未 区万	齡級	査定係数	実補助率	備考			
居住		樹木等の植栽等 (人工造林等)	\times	170	68				
地周		雑草木の除去 (下刈)	制限なし	170	68				
辺森林敦	不用	木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	170	68				
整備		枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	170	68				
	等林 。内	林内歩道	\times	170	68				
	^隆 步 ii	居住地森林作業路	\times	170	68				

公的森林整備推進事業

1. 事業内容

- (1) 水土保全林での森林整備
- (2) 公社・地方公共団体による森林整備
- (3) 民間事業体による市町村有林の整備
 - ※森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を対象

2. 事業実施主体

- ·市町村
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき 選定された事業者(「PFI事業者」という。)
 - ※ただし、「PFI事業者」は市町村有林で実施するものに限る。

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②、③のいずれも満たしていることが条件
 - ① 市町村森林整備計画において、「水土保全林」にゾーニングされていること。
 - ② 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
 - ③ 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は①と③の条件で補助採択となる。

(つまり、「水土保全林」に分類され、かつ1施行地で0.1ha以上であればよい。)

- 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、

育成複層林整備の各作業種のみの申請の場合

(3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

		'生++ =	事業反 八		1	的森林整備	推進事業
		垣	事業区分	齢級	査定係数	実補助率	備考
			森林整備協定		180	90	
	造人 林工		その他		170	85	
			森林整備協定	$\sqrt{-}$	180	90	
育成単層林整備	改単 層 良林		その他		170	85	
林			森林整備協定		180	90	
整備	保育人植	下刈	その他	~Ⅱ	170	85	
	栽		森林整備協定		180	90	
	<植栽型>	雪起し	その他	~ V	170	85	

公的森林整備推進事業

	林育 作成 業 路	その他			170	85	
			森林整備協定		180	90	
		特定高齢級間伐	その他	₩~	170	85	過去VI〜IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
		特	森林整備協定		180	90	1施行地につき1回限り
	更 新 型 V	除 · 間 伐	その他		170	85	間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
	然		森林整備協定		180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~ XⅡ
備	保育<天然更新型	雪起し	その他	~VIII	170	85	
林整			森林整備協定		180	90	
育成単層林整備		下刈	その他		170	85	場合
			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する
		枝打ち	その他	Ⅲ~VI	170	85	
		枝	森林整備協定		180	90	
	保育へ植栽型>	特定高齢級間伐	その他	™ ~	170	85	過去VI〜IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
	植植	特	森林整備協定		180	90	1施行地につき1回限り
	保育	除 ・間 伐	その他	ш~ण	170	85	、山地災害又は生活環境保全機能を高度に発揮すべき森林に限る。 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。
			要間伐森林 森林整備協定		180	90	広葉樹にあってはⅢ~XⅡ Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん

公的森林整備推進事業

			森林整備協定		180	90	
	受光伐	抜き伐り	その他	支障木 Ⅳ~IX あばれ木等の 除去 X~	170	85	
	光		森林整備協定		180	90	
	1,2,	枝払い	その他	上層木 Ⅲ~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
	植樹栽下		その他	上層木 Ⅲ~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
育成複層林整備	改複 層 良林		その他		170	85	
林			森林整備協定		180	90	
整備		下刈	その他	下層木 ~ V	170	85	
	保		森林整備協定		180	90	
	保育<植栽型>	雪起し	その他	下層木 ~V	170	85	
			森林整備協定		180	90	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
		除 · 間 伐	その他	下層木 Ⅲ~Ⅷ	170	85	WI齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。
	仔		森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した
	新型> 保育<天然更	下刈	その他	~VII	170	85	林木や植栽木について実施する 場合 広葉樹の除・間伐にあっては~ XⅡ

公的森林整備推進事業

			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する
	保育<天然更新型>	雪起し	その他	_	170	85	場合
	然 更		森林整備協定	~\!	180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~
育成複[新 型 >	除 間 伐	その他		170	85	ΧП
層林			森林整備協定		180	90	森林施業計画において、複層
層林整備	整人 理工 伐林		その他	X∼X II	170	85	林施業を実施することが明記 されている場合
			森林整備協定		180	90	
	林作業路 路		その他	\times	170	85	
			森林整備協定		180	90	地域森林計画において、水かん、
機能増進保育	伐抜 り 等き		その他	WI∼X II	170	85	山地災害、生活環境保全、保健文 化機能のいずれかが高く、かつ、 森林施業計画等において、長伐期 施業を実施することが明記されれ ている場合
進			森林整備協定		180	90	Ⅷ~Ⅸ齢級においては、伐採本数 の割合がおおむね30%未満の場合
保育	保育作業路	その他			170	85	は、査定係数を20減算する。 又、X~XII齢級において、おおむね30%以下を補助対象とする。
団地	除間伐		間伐推進協定	VI∼IX	170	85	間伐推進団地において間伐推進協定に基づき実施し、搬出集積を行うもの
間伐	作業路		間伐推進協定		170	85	・間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。
		<u>t</u> t=	森林整備協定		180	90	※長期を実施する場合… 市町村長からのあっせんに基づ
長		抜 き 伐	混交林誘導型	上層木 X~XⅧ	170	85	く受託により実施するものに限る。
期育 市	誘	ij	混交林誘導型以外		150	75	〇混交林誘導型… 下層木としてその5割以上につ
長期育成循環整備	誘 導 伐		森林整備協定		180	90	いて広葉樹を植栽する場合
整備		枝払い	混交林誘導型	上層木 X~X垭	170	85	
		υ,	混交林誘導型以外		150	75	

公的森林整備推進事業

			木针数烘护中		100	00	
			森林整備協定		180	90	1
	植樹栽下		その他	上層木 X~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
	循環改良 長期育成	その他		上層木 X~	170	85	
			森林整備協定		180	90	
		下刈	その他	下層木 ~ V	170	85	
	保		森林整備協定		180	90	
	保育<植栽型>	雪起し	その他	下層木 ~V	170	85	
長期			森林整備協定	下層木皿~Ⅷ	180	90	広葉樹にあってはⅢ~XⅡ
長期育成循環整備		除 間 伐	その他		170	85	Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機 能を高度に発揮すべき森林に限 る。
備			森林整備協定		180	90	地表かき起こしにより発生した
	保育	下刈	その他		170	85	林木や植栽木について実施する 場合
			森林整備協定		180	90	
	<天然更新型>	雪起し	その他	~VIII	170	85	
	Ÿ		森林整備協定		180	90	広葉樹の除・間伐にあっては~ XⅡ
		除 間 伐	その他		170	85	
			森林整備協定		180	90	
	作 成 長 業 環 路 環	緑林登伽協定 その他			170	85	

※本事業で「森林整備協定(査定係数180)」に基づき実施する場合、

多様な樹種の導入、伐採時期の分散化などが義務付けられたものに限る。

補助区分

流域育成林整備事業

1. 事業内容

- (1) 育成林での森林整備
- (2) 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備
- (3) 流域における育成林の整備の推進を図るための路網整備

2. 事業実施主体

- ·市町村
- ·森林組合
- ·生産森林組合
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・施業実施協定の認定を受けた者
- ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
- ·森林施業計画を作成し、認定を受けたもの(森林施業計画作成主体(長期受託・その他)
- ・市町村と協定を締結した森林所有者(協定締結者)
- ・間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐を実施する者

3. 面積要件

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
 - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が4.0ha以上であること。
 - ※1 事業主体が生産森林組合の場合は3.0ha以上。
 - ※2 事業主体が森林施業計画作成主体、協定締結者の場合は0.5ha以上。
 - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は③の条件で補助採択となる。

(つまり、施行地で0.1ha以上であればよい。)

- 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
- 作業種が育成単層林整備の整理伐、改良、保育(天然更新型)、

育成複層林整備の各作業種のみの申請の場合

(3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

※1 「森林施業計画」において、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、改正前の森林法に基づいて、

							の森林施業計画の査定係数は140
		`牛++。	事業区分			流域育成林骜	と備事業
		旦1件=	尹未 区刀	齢級	査定係数	実補助率	備考
			施業実施協定		180	72	
			森林施業計画	1 \ /			
	스		保安林等	1 \ /	170	00	
	弄		分収林	1 X	170	68	
	人工造林		森林整備協定				
	121		協定締結造林		120	48	
			普通	$V \sim V$	90	36	
			施業実施協定		180	72	
	単		森林施業計画] \ /			
	層		保安林等] \ /	170	68	
l	林		分収林	$] \times [$	170		
育	単層林改良		森林整備協定				
育成単層林整備			協定締結造林		120	48	
半			普通	/	90	36	
林			施業実施協定		180	72	
整			森林施業計画			68	
備		下	保安林等		170		
	/-	, [IX	分収林	~Ⅱ	170	00	→分収林…~Ⅷ
	保	V.1	森林整備協定				
	Fi A		協定締結造林		120	48	
	植植		普通		90	36	
	保育<植栽型>		施業実施協定		180	72	
	型型		森林施業計画				
	$\overline{\vee}$	雪起	保安林等]	170	68	
		起	分収林	~ V	170	00	→分収林…~Ⅷ
		し	森林整備協定				
			協定締結造林]	120	48	
			普通		90	36	

「					10-24 FJ 72	7 1 1 <u></u> 1711.		
中央				施業実施協定		180	72	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
中の				緊急間伐推准協定	"			
保安林等 日本								Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん
関			除			170	60	
(中) (h) (h			. 88		III∼VII	170	08	
森林整備協定 協定締結造林 120 48 36 1 1 1 1 1 1 1 1 1				分収林				る。 間代率が概ね30%未満の場合は
協定締結造林 120 48 36 36 36 36 36 36 36 3			12	森林整備協定				
審通 90 36				協定締結造林		120	48	(<u> </u>
特定						90	36	
Reg		保				- 00	- 00	1施行地につき1回限り
存成単元 京本経典協定 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		育<植栽型>	齢 級 間	保安林等	™ ~	170	68	過去VI〜IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は
存成単元 京本経典協定 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				施業実施協定		180	72	
検						. 30	- · -	
打 分収林 森林整備協定 120 48 90 36 36 36 36 36 36 36 3			枝			170	20	
本株整備協定 120			打		ш∼vī	1/0	68	
「おけんでは、			ち					
音通 90 36 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 170 180 170 180 1						120	48	
施業実施協定 180 72 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 170 68 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 68 180 72 170 1								
京水 京水 京水 京水 京水 京水 京水 京水								地表かき起こしにより発生した
Ry					1			林木や植栽木について実施する
予収株 20						470	00	場合
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II	育					170	68	
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II	成		XIJ					
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II	単				1	120	48	
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II					1			
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II	敕				1			
保安林等 170 68 広葉樹の除・間伐にあっては~ X II	備							
記し 分収林 森林整備協定 120 48 90 36 36 180 72 72 72 72 72 72 72 7			垂					広葉樹の除・間伐にあっては~
大きな			記起		~™	1/0	68	ΧII
To To To To To To To To		保						
(大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大						120	48	
「代 森林整備協定 120 48 90 36 1施行地につき1回限り 過去VI~区齢級の期間に間伐を 170 68 間伐率が概ね30%未満の場合は 170 68 電子に係数を20減算する。		꿎						、宜正保奴を20減昇9つ。
「代 森林整備協定 120 48 90 36 1施行地につき1回限り 過去VI~区齢級の期間に間伐を 170 68 間伐率が概ね30%未満の場合は 170 68 電子に係数を20減算する。		然						
「代 森林整備協定 120 48 90 36 1施行地につき1回限り 過去VI~区齢級の期間に間伐を 170 68 間伐率が概ね30%未満の場合は 170 68 電子に係数を20減算する。		更						
「代 森林整備協定 120 48 90 36 1施行地につき1回限り 過去VI~区齢級の期間に間伐を 170 68 間伐率が概ね30%未満の場合は 170 68 電子に係数を20減算する。		新	除					
「代 森林整備協定 120 48 90 36 1施行地につき1回限り 過去VI~区齢級の期間に間伐を 170 68 間伐率が概ね30%未満の場合は 170 68 電子に係数を20減算する。		型				170	68	
協定締結造林 120 48 90 36 1施行地につき 1 回限り 過去 VI~IX 齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、 査定係数を20減算する。		V						
			1人		1	120	48	
特定 保安林等 WII ~ 170 68 1施行地につき 1 回限り 過去VI ~ IX齢級の期間に間伐を 実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は 、査定係数を20減算する。					1			
特定高齢級間伐 保安林等 170 68 過去VI~IX齢級の期間に間伐を実施していないこと 間伐率が概ね30%未満の場合は、査定係数を20減算する。 作育成業単層な機等 保安林等 分収林		1						1施行地につき1回限り
 級間 (大) 作育 (株実施協定 (株安林等) 選単 (株安林等) 路林整備協定 (株安林等) 日80 72 (株安林等) 日70 68 (大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大			特					
 級間 (大) 作育 (株実施協定 (株安林等) 選単 (株安林等) 路林整備協定 (株安林等) 日80 72 (株安林等) 日70 68 (大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大			定					過去VI~IX齢級の期間に間伐を
 級間 (大) 作育 (株実施協定 (株安林等) 選単 (株安林等) 路林整備協定 (株安林等) 日80 72 (株安林等) 日70 68 (大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大			局		T 7777	170	00	実施していないこと
間 (戊				保女杯寺	VIII∼	170	68	即伏家が振わ2004 土港の提合は
(大) 施業実施協定 作育 森林施業計画 保安林等 170 資格 30 森林整備協定 120 120 48			問					
作 育			伐					、 <u>五</u> 之
作 育								
保安林等 170 68 業単 分収林 68 層 森林整備協定 120 48					\setminus $\overline{}$	180	72	
成業単分収林 170 68 磨路林 協定締結造林 120 48		作育			\			
業単 分収林 層 森林整備協定 路林 協定締結造林 170 08 182 48		成		保安林等	$\mid \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	170	69	
路林 協定締結造林 120 48					X	170	00	
120 中		層			/ \			
		始外						
				普通	<u>/</u> \	90	36	

1111-23			**	11-24 H 13	4 1 1 <u></u> 1011	1 1 - > <	
			施業実施協定		180	72	
				1	100	,_	
		± -	森林施業計画	支障木			
		抜き伐	保安林等	ĨV∼IX	170	68	
		<u> </u>	分収林	あばれ木等の	170	00	
		1及	森林整備協定	除去			
		ij		X~	100	40	
	平		協定締結造林	1	120	48	
	受光伐		普通		90	36	
	化		施業実施協定		180	72	
	12		森林施業計画				
		14					
		枝	保安林等	上層木	170	68	
		払	分収林	ш~			
		い	森林整備協定				
			協定締結造林	1	120	48	1
			普通		90	36	1
			施業実施協定		180	72	
	141		森林施業計画				
	樹		保安林等	l	470	22	
	下		分収林	上層木	170	68	
	植			Ⅲ~			
	栽		森林整備協定	1			
			協定締結造林		120	48	
	1		普通		90	36	
			施業実施協定		180	72	
	1				100	12	
	複		森林施業計画	\ /			
	層		保安林等	\ /	170	68	
	複 層 林		分収林	X	170	00	
育	改		森林整備協定	/\			
成	良		協定締結造林		120	48	1
複				/ \			ł
層			普通	/	90	36	
育成複層林整備			施業実施協定		180	72	
敕			森林施業計画				
一造			保安林等				
ν π		下		下層木	170	68	→分収林・・・~Ⅷ
		ĺلا	分収林	~ V			→万収林・・・~Ⅵ
			森林整備協定				
			協定締結造林		120	48	
			普通	·	90	36	1
			施業実施協定		180	72	
	保				100	12	ł
	育		森林施業計画			Ī	
	\wedge	雪起	保安林等	下屋士	170	68	
		起	分収林	下層木	170	00	→分収林・・・~Ⅷ
	栽	l	森林整備協定	~ V		ĺ	
	植 栽 型 >		協定締結造林	1	120	48	1
	V						1
			普通		90	36	
			施業実施協定		180	72	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ
			森林施業計画				1
		除	保安林等			Ī	Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん
		-		下層木	170	68	、山地災害又は生活環境保全機
		間	分収林	II ~ VII		ĺ	能を高度に発揮すべき森林に限
		伐	森林整備協定				る。
			協定締結造林		120	48	
			普通	[90	36	1
			施業実施協定		180	72	地表かき起こしにより発生した
	保 育				100	12	地表がら起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する
	育		森林施業計画			ĺ	
	{#il} ∧	<u></u>	保安林等		170	68	物口 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	芸天	下	分収林	~™	170	00	
	∨ 然	ĮЦ	森林整備協定			ĺ	
	型>		協定締結造林	!	120	48	1
	新			Į.			4
	181		普通		90	36	<u> </u>

			**	心外日沙	· · · — P/1	, , ,,,	
			施業実施協定		180	72	地表かき起こしにより発生した
					100	12	林木や植栽木について実施する
			森林施業計画				
	保 育	垂	保安林等				場合
	,	雪起			170	68	
	秌	起	分収林				
	育	し	森林整備協定				
				į.	100	40	
	<u> </u>		協定締結造林		120	48	
	줐		普通		90	36	広葉樹の除・間伐にあっては~
	<天然更新型>			~™	180	72	
	更		施業実施協定		180	12	XΙ
	站		森林施業計画				
	파	除					
	至		保安林等		170	68	
	V	88			170	00	
育		間	森林整備協定				
ᆄ		伐		į.	400	- 10	
成複層林整備			協定締結造林		120	48	
恀			普通	1	90	36	
層							*****************************
**			施業実施協定		180	72	森林施業計画において、複層
市行	1		森林施業計画	İ			林施業を実施することが明記
整	市行 1						
備	整人		保安林等		170	68	されている場合
מועו	理工		分収林	X~XII	170	00	
	伐林						
	以作		森林整備協定				
1			協定締結造林]	\rightarrow	> <	
					$\overline{}$	$\overline{}$	
1			普通				
1			施業実施協定	Λ 7	180	72	
	,,			\		· -	
	作育		森林施業計画	\			
	成		保安林等	\ /	470	00	
	業複				170	68	
			分収林				
	層		森林整備協定				
	路林		協定締結造林	/ \	120	48	
				/ \			
			普通	/ \	90	36	
			施業実施協定		180	72	地域森林計画において、水かん、
					100	12	山地災害、生活環境保全、保健文
	抜		森林施業計画				山地火台、土山垛場休主、休健人 しい おんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し
	抜き伐り		保安林等				化機能のいずれかが高く、かつ、
					170	68	森林施業計画等において、長伐期
	1又		分収林	VII∼X II			施業を実施することが明記されれ
趓	IJ		森林整備協定				ている場合
1)X	等				100	40	C 0 3 1
形	-17		協定締結造林		120	48	7冊~17歩241ーナバンナノナールドラナット
増			普通]	90	36	Ⅷ~Ⅸ齢級においては、伐採本数
機能増進			施業実施協定		180	72	の割合がおおむね30%未満の場合
煶				\ /	100	IΔ	は、査定係数を20減算する。
保育	保	<u></u>	森林施業計画	\			又、Χ∼ΧⅡ齢級において、おお
育	紫機		保安林等	\ /			むね30%以下を補助対象とする。
'3	見能			\/	170	68	
1	保育作業路 機能増進		分収林	X		1	
	業提		森林整備協定	/\			
				/ \	100	40	
	ΨH		協定締結造林	/	120	48	
1			普通	/ \	90	36	
			pa 1466	Y			間伐推進団地において間伐推進協
1	除						中は1年四元 1917年
寸	間		間伐推進協定	VI∼IX	170	68	定に基づき実施し、搬出集積を行
地	伐					1	うもの
뾘	-						
間	⊬ 団						間伐率が概ね30%未満の場合は、
伐	作業路代		間伐推進協定		170	68	査定係数を20減算する。
15-4	本間		间况胜進励处		170	UO	ᆸᄯᆙᅑᄶᆫᄯᆙᅅ ᅏ ᆥᄵ
	₩伐	<u></u>					
							※長期を実施する場合…
1			' 11 = 2 ' '		170	00	
1		抜	混交林誘導型		170	68	・森林施業計画対象森林において
I _		*					、10齢級以上の人工林が概ね2ha以
長		き切		X~XW			上まとまって所在する森林である
期							こと。
李		IJ	混交林誘導型以外		150	60	・市町村と森林所有者との間で、
Ę	誘 導 伐		、元八十四十五十八八			l	
戍	道						施業の実施にかかる協定等が締結
循	件						されていること。
環	1人		坦大牡 珠道刑		170	68	
敕			混交林誘導型		170	UO	0.70 - 1.1 - 1.7 - 7.7
長期育成循環整備		枝払		37 . 32170			〇混交林誘導型…
1厘		L)		X~XW			下層木としてその5割以上につい
1	מחש		가다 것 나트로 ' 쏫 프네스트'		150	00	て広葉樹を植栽する場合
1			混交林誘導型以外		150	60	THE PERSON OF TH

	""一","一"一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一								
			施業実施協定		180	72			
	+±∔				100	12			
			森林施業計画						
	樹 下 植 栽		保安林等		470	00			
	下		分収林	上層木	170	68			
	植			X~					
	#		森林整備協定						
	<i>1</i> 24		協定締結造林	l 'i	120	48			
	1								
			普通		90	36			
	循環改良 長期育成	施業実施協定			180	72			
			森林施業計画	1 1					
				1					
			保安林等	上層木	170	68			
			分収林		170	00			
			森林整備協定	X~					
				•	100	40			
			協定締結造林		120	48			
			普通		90	36			
			施業実施協定		180	72			
					100	12			
			森林施業計画						
		l	保安林等		470				
1		下	分収林	下層木	170	68			
1		ĺلا		~ V					
1			森林整備協定	<u> </u>		<u> </u>			
1			協定締結造林	<u>'</u>	120	48			
1				i	90	36			
1			普通						
1	保		施業実施協定]	180	72			
1	苔		森林施業計画	1					
1	Ħ	==		1					
1	V	雪起	保安林等	下層木	170	68			
	植	起	分収林	~ V	170	00			
	栽	し	森林整備協定	~ v					
	保育<植栽型>				100	40			
			協定締結造林		120	48			
			普通		90	36			
長		除 · 間 伐	施業実施協定		180	72	広葉樹にあってはⅢ~ΧⅡ		
長期育成循環整備					100	12	四米国にのうでは出 れる		
쪼			森林施業計画			68	 Ⅷ齢級は地域森林計画で水かん 、山地災害又は生活環境保全機		
月			保安林等	下層木Ⅲ~Ⅷ	170				
戍			分収林						
循			力収休				能を高度に発揮すべき森林に限		
搢			森林整備協定						
敕			協定締結造林		120	48	る。		
猫					90	36			
1痈	 		普通						
1			施業実施協定		180	72	地表かき起こしにより発生した		
Ī			森林施業計画	j			林木や植栽木について実施する		
1			保安林等	i	170		場合		
1		下				68	· ୬ H		
1		اللا	分収林						
		λ ⁱ]	森林整備協定	~VIII					
1					120	40			
1			協定締結造林			48			
1	但		普通		90	36			
1	大 女		施業実施協定		180	72			
1	À				100	, , ,			
	保育<天然更新型>	_	森林施業計画			ĺ			
1		雪	保安林等		170	68			
1		雪起	分収林		120	48			
1		l							
1	立		森林整備協定				 広葉樹の除・間伐にあっては~		
1	机		協定締結造林						
1	型		普通		90	36	XΙ		
1	V			i	180	72	-		
1			施業実施協定		100	12			
1		77	森林施業計画						
1		除	保安林等						
		•			170	68			
		間	分収林			ĺ			
		伐	森林整備協定			<u> </u>			
		1人	協定締結造林		120	48			
			普通		90	36			
			施業実施協定	\land	180	72			
	循		森林施業計画	\					
			保安林等	\ /					
	邓 期			\/	170	68			
	作業		分収林	J X I	l ., ,	l			
	業品		森林整備協定	/ \					
	循環作業路 長期育成		協定締結造林	1 / \	120	48			
				/ \					
			普通	<u>/</u> \	90	36			
_									

絆の森整備事業

1. 事業内容

- (1) 市民参加による里山林等の整備(市町村、NPO等が実施主体)
- (2) 地域住民への森林施業計画の開示や森林の開放を前提とした森林整備(森林所有者が実施主体)
- (3) 野生生物との共生の森の整備等
- (4) ソフト事業との積極的連携

2. 事業実施主体

- (1) 市民参加型森林整備
 - ①行政支援タイプ…市町村
 - ②市民主導タイプ…森林施業計画作成主体(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く)
 - ③市民解放タイプ…森林所有者(森林施業計画作成主体、協定締結者、施業実施協定者)
- (2) 野生生物共生林整備
 - · 市町村、森林組合、森林所有者等

- (1) 以下の①、②のいずれも満たしていることが条件
 - ① 対象区域が5.0ha以上であること。
 - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。

华林事業反八			絆の森整備事業				
		造林事業区分	齢級	査定係数	実補助率	備考	
	;	樹木等の植栽・播種 (人工造林等)	\nearrow	-	70		
		雑草木の除去 (下刈)	制限なし	-	70		
共生理	不用	木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	-	70		
共生環境整備		枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	_	70		
VH	整ビオト	水辺環境整備	制限なし	_	70		
	備プ	原植生回復整備	制限なし	-	70		
	等林 内	林内步道		_	70		
	^隆 步	絆の森作業路		_	70		

被害地等森林整備事業

1. 事業内容

- (1) 被害森林における復旧造林
- (2) 森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備

2. 事業実施主体

- ・市町村(森林整備協定に基づいて実施するものに限る)
- ·森林所有者
- ·森林組合
- ·生産森林組合
- ·森林組合連合会
- ·森林整備法人(青い森農林振興公社)
- ・森林法施行令第11条第7号に規定する団体(協業体)

- (1) 以下の①と②の両方を満たすことが条件
 - ① 1事業実施主体が本事業で施行した合計面積が0.5ha以上であること。
 - ② 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) ただし、以下の場合は②の条件のみで補助採択となる。
 - ・ 保安林その他法令等により施業制限を受ける森林内で行う造林
 - ・ 指定被害地造林、被害地造林の場合
- (3) 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分			被害地等森林整備事業				
	垣桥争未达万			齢級	査定係数	実補助率	備考
	人工造林		保安林等		140	56	
			森林整備協定				
			被害地造林		120	48	
		普通			70	28	
	改単層:	保安林等			140	56	
		森林整備協定					
	良林		普通		70	28	
	保育<植栽型>	下刈	保安林等	I	140	56	
育成		雪起し	保安林等	II ~VI	140	56	
育成単層林整備		除間伐	保安林等		140	56	
備	保育<天然更新型>	下刈	保安林等		140	56	地表かき起こしにより発生した
			森林整備協定				
		_	普通	~VIII	70	28	
		雪起	保安林等 森林整備協定		140	56	
		l	普通		70	28	
			保安林等		140	56	
			森林整備協定				
		伐	普通		70	28	
	作 業 路 路林		保安林等 森林整備協定		140	56	
			普通		70	28	

被害地等森林整備事業

			伊史 ++李	支障木			〇森林整備協定の場合
	轁	伐抜	保安林等		140	56	支障木の除去…Ⅳ~Ⅸ
		りき	森林整備協定	あばれ木 等の除去		00	あばれ木等の除去…X~
	受 光		普通	IX ∼	70	28	
	伐	枝	保安林等	上層木	140	56	
		払い	森林整備協定	Ⅱ~			
		υ,	普通		70	28	
	植樹	保安林等		上層木Ⅲ~	140	56	
	栽下	森林整備協定					
		普通			70	28	
	改複	保安林等			140	56	
	層 良林		森林整備協定	$\mid X \mid$			
	及你	普通			70	28	
		下	保安林等	下層木	140	56	
去	/10	נוע	森林整備協定	下眉木 ~ ¥			
育成複	保 育	ויי	普通		70	28	
複	\wedge	雪起し	保安林等	下層木 ~ V	140	56	
僧 林	植 北		森林整備協定				
層林整備	植栽型>		普通		70	28	森林整備協定…下層木IV~WI (VIII)齢級は地域森林計画で水かん、山 地災害又は生活環境保全機能を高度に 発揮すべき森林に限る。) 地表かき起こしにより発生した 林木や植栽木について実施する 場合
備		除 間 伐	保安林等	下層木 Ⅲ~Ⅵ	140	56	
			森林整備協定				
			普通		70	28	
	保 育	下	保安林等	~VII	140	56	
		ĮΙ	森林整備協定		70	00	
		7"1	普通		70	28	
	<天然更新型>	雪	保安林等		140	56	
		起し	森林整備協定		70		
			普通		70	28	
		除	保安林等		140	56	
		間伐	森林整備協定			00	
		1.	普通		70	28	
	作業路	成 複	保安林等		140	56	
			森林整備協定				
	ሥበ ባጥ	普通			70	28	
機能	伐抜 り 等き		森林整備協定	WI∼X II	140	56	
機能増進保育	保育作業路		森林整備協定		140	56	

里山エリア再生交付金

1. 事業内容

(1) 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備

2. 事業実施主体

- (1) 市町村
 - 森林所有者
 - 森林組合
 - 生産森林組合
 - ・森林整備法人(青い森農林振興公社)
 - ・森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等
 - ・森林法施行令第11条第8号に規定する団体(協業体)
 - ・森林施業計画の認定を受けた者

- (1) 以下の①、②のいずれかを満たしていることが条件
 - ① 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
 - ② 水田跡地における人工造林については、1施行地の面積が0.05ha以上

造林事業区分			里山エリア再生交付金				
			齢級	査定係数	実補助率	備考	
居住地周辺森林整備		樹木等の植栽等 (人工造林等)	\times	170	68		
		雑草木の除去 (下刈)	制限なし	170	68		
	不用	木の除去・不良木の淘汰 (改良・除間伐等)	制限なし	170	68		
		枝葉の除去 (枝打ち等)	制限なし	170	68		
	等林 _攻 内	林内歩道		170	68		
	^整 步 ^描 道	居住地森林作業路		170	68		

- ・本ソフトウエアの複製、及び本マニュアルの複製、転記することを禁止します。
- ・本ソフトウエア及び本マニュアルを運用した結果については、責任を負いかね ますので予めご了承下さい。
- ・本マニュアルに掲載している画面表示につきましては一部異なる場合がございますので予めご了承下さい。
- ・本マニュアルの内容について将来予告なく変更する場合があります。

2003年1月

※Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及び、その他の国における登録商標です。 その他、記載されている会社名、製品名は、各社の商標及び登録商標です。

2003年1月20日 初版発行 Ver.1.0.0

2003年7月22日 第2版発行 Ver. 1.0.0 (平成15年度版)

2004年7月21日 第3版発行 Ver. 16.0.0 (平成16年度版)

2005年8月1日 第4版発行 Ver. 17. 0.0 (平成17年度版)

2006年9月22日 第5版発行 Ver. 18.0.0 (平成18年度版)

2007年9月28日 第5版発行 Ver. 19.0.0 (平成19年度版)

2008年9月30日 第6版発行 Ver. 20. 0.1 (平成20年度版)

2009年10月14日 第7版発行 Ver. 21. 0.1 (平成21年度版)